

第百九十四回国会 衆議院 財務金融委員会 議 録 第十号

平成二十八年三月一日(火曜日)

午後一時開議

出席委員

委員長 宮下 一郎君

理事 うえの賢一郎君 理事 神田 憲次君

理事 藤井比早之君 理事 古川 禎久君

理事 松本 洋平君 理事 木内 孝胤君

理事 古川 元久君 理事 伊藤 渉君

理事 青山 周平君 理事 井上 貴博君

理事 井林 辰憲君 理事 越智 隆雄君

理事 大岡 敏孝君 理事 大野敬太郎君

理事 勝俣 孝明君 理事 國場幸之助君

理事 助田 重義君 理事 鈴木 隼人君

理事 瀬戸 隆一君 理事 田野瀬太道君

理事 竹本 直一君 理事 中山 展宏君

理事 根本 幸典君 理事 野中 厚君

理事 福田 達夫君 理事 務台 俊介君

理事 宗清 皇一君 理事 山田 賢司君

理事 落合 貴之君 理事 玄葉光一郎君

理事 鈴木 克昌君 理事 前原 誠司君

理事 宮崎 岳志君 理事 鷺尾英一郎君

理事 上田 勇君 理事 齊藤 鉄夫君

理事 宮本 岳志君 理事 宮本 徹君

理事 丸山 徳高君 理事 亀井 静香君

理事 小泉 龍司君

内閣総理大臣 安倍 晋三君

財務大臣 麻生 太郎君

(金融担当) 財務副大臣 坂井 学君

内閣府大臣政務官 高木 宏壽君

財務大臣政務官 大岡 敏孝君

農林水産大臣政務官 加藤 寛治君

政府参考人 美並 義人君

(財務省主計局次長)

政府参考人 佐藤 慎一君

(財務省主税局長)

政府参考人 橋本 次郎君

(農林水産省大臣官房参事)

財務金融委員会専門員 駒田 秀樹君

委員の異動

三月一日

補欠選任

大野敬太郎君

田野瀬太道君

同日

補欠選任

青山 周平君

瀬戸 隆一君

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

東日本大震災からの復興のための施策を実施する

ために必要な財源の確保に関する特別措置法

及び財政運営に必要な財源の確保を図るための

公債の発行の特例に関する法律の一部を改正す

る法律案(内閣提出第七号)

所得税法等の一部を改正する法律案(内閣提出

第一六号)

○宮下委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、東日本大震災からの復興のための施

策を実施するために必要な財源の確保に関する特

別措置法及び財政運営に必要な財源の確保を図る

ための公債の発行の特例に関する法律の一部を改

正する法律案及び所得税法等の一部を改正する法

律案の両案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

両案審査のため、本日、政府参考人として財務

省主計局次長美並義人君、主税局長佐藤慎一君、

農林水産省大臣官房参事官橋本次郎君の出席を求

め、説明を聴取したいと存じますが、御異議

ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○宮下委員長 御異議なしと認めます。よって、

そのように決しました。

○宮下委員長 これより内閣総理大臣出席のもと

質疑を行います。

質疑の申し出がありますので、順次これを許し

ます。古川元久君。

○古川(元)委員 民主党の古川元久です。

まず、きょうは総理中心にお伺いしたいと思っ

ていますけれども、総理は二〇一四年の十一月に

消費税の引き上げを延期した際に、来年春、再来

年の春、そしてまた翌年の春、所得が着実に上

がっていく状況をつくり上げてまいりますという

ふうにおっしゃったんです。

総理がいつもおっしゃっている、経済の好循環

を実現する、そのためには、やはり企業業績が上

がって、そして賃金が上がって、消費がふえる。総

理がいつもおっしゃっているその好循環が実現し

なきゃいけないと思うんですけれども、そして、

それを必ず実現するというふうにおっしゃっている

んですが、ことしに入つての円高、株安の進行

で企業業績の先行きに黄色信号が付き始めて、ど

うもこの春の賃上げ、かなり慎重な動きというも

のがあるところで見えてきております。

また、マイナス金利の導入でその影響を大きく

受けるんじゃないかという金融機関においては、

収益悪化を見越して、そもそも、組合の方もペア

要求を見送るような動きが広がっている。

このままの状況ですと、総理がおっしゃったよ

うな、去年の春、そしてことしの春、そして来年

の春、着実に所得が上がっていく、賃金が上がっ

ていくというような状況はなかなか進まないん

じゃないかと思いますが、総理はどのように見て

いらつしますか。

○安倍内閣総理大臣 世界的にリスク回避の動き

が金融市場で広がる中、我が国の市場でも変化が

見られます。これは、中国の景気減速への懸念や

原油価格の低下、米国の利上げの動向等、海外要

因が背景となります。

しかしながら、我が国の実体経済を見れば、も

はやデフレではないという状況をつくり出す中

で、日本経済のファンダメンタルズは確かなもの

と認識しております。

今後は、より力強い賃金上昇の実現を促すこと

もに、消費の底上げ効果が発現するよう、最低賃

金の引き上げも含め、各種政策にしっかりと取り

組んでいく考えであります。ことしの賃金につ

いては、賃上げにしっかりと取り組んでいただき

たい旨、経済界にもお願いをしているところでござ

います。名目三％成長への道筋も視野に、収

益が拡大した企業に対し、前年を上回る賃上げを

期待し、前向きな検討を呼びかけるとの方針が示

されたところでございます。

また、最低賃金についても、今後、年率三％程

度を目標に引き上げ、全国加重平均が千円となる

ことを目指していく考えでございます。

○古川(元)委員 では総理、予想どおりちゃんと

総理が考えているように賃上げが進んでいく、そ

う考えているというふうな認識でよろしいんです

か。

○安倍内閣総理大臣 これは、ことしの今まさに

この四月に向けて春闘が行われるわけでございま

すが、その成果を注視していきたい、こう思っ

ている次第でございますが、先ほど申し上げました

ように、しっかりと経済界にも対応していつていただきたい、このように思います。

○古川(元)委員 では、もしその結果を見て思わしくなかった場合はどうするんですか。

○安倍内閣総理大臣 消費税との関係におきましては、従来から答弁をさせていただいておりますように、リーマン・ショックあるいは大震災級の出来事がない限り、来年、予定どおり消費税を引き上げていく考えてございます。

○古川(元)委員 私は消費税について聞いているわけじゃないんです。総理は二年前に、経済の好循環を実現するためには、来年も再来年も、そしてそのまた翌年も言っているんですよ。

私が聞きたいのは、総理が思っているような賃上げがこの春されなかった場合、ではどうするんですか、では、来年の賃上げに向けて何か手を打つんですか、どうするんですか、そこを聞いています。

○安倍内閣総理大臣 仮定の質問にお答えすることは困難でございますが、いずれにせよ、企業は、過去最高の収益を上げている中においてしっかりと賃上げを実現してもらいたい、このように期待をしております。

○古川(元)委員 いや、仮定の質問じゃないですよ。こういう場合にはどうするんですかということですよ。今の状況の中でいえば、そういった場合に対してどう対応するかということをきちんと考えておかなきゃ、今はそういう状況になっていく可能性が非常に高いんですから。賃上げ、そんな総理が思っているように進まないと思いますよ。それができなかったら、それが実現しなかったら好循環なんかならないんですから。そのところを強く指摘をしておきたいと思えます。

次に、経済の好循環の実現のためには、賃金が上がって、当然、その後は消費がふえるという消費拡大につながるやいけなわけだと思ふんですけれども、このところ、消費税引き上げによる駆け込み需要とその反動減からなかなか景気が戻ってこない。その大きな要因が、やはり個

人消費の伸び悩みだと思ふんです。その個人消費の中でいいますと、今ほとんど高齢者人口がふえている中で、やはり、個人消費に占めるこの高齢者の消費の割合というのは大きくなっているわけでありです。

したがって、個人消費が伸びていくためには、高齢者の消費がやはり伸びるような状況をつくっていくかなきゃいけないと思ふんですが、リタイアして年金生活に入っているような高齢者の人たちにどうやって見ますか、今まで蓄えてきたもので、これで残りの人生を生きていくということになるわけですか。こういう人たちにとっては、今回のマイナズ金利、これで預金金利はもうほとんどゼロになりました。ちよつと手数料を取られたら、すぐ元本が減っていくような状況です。

こういう状況の中では、こういう年金生活者の人たち、高齢者の人たちは、消費をふやすというよりも、むしろこのマイナズ金利で金利がさらに低下したということと、とにかく今ある貯金を切り詰めて、そして何とかちゃんと一生生きられるようにしようということと、むしろこの高齢者の消費に対してはこのマイナズ金利というのは、これはマイナズに働いているんじゃないかと思ひますが、総理の認識はどうですか。

○安倍内閣総理大臣 高齢者の皆さんにとってマイナズ金利がどのように影響していくかということについては、いましばらく分析をしていく必要もあるんだらう、このように思ひます。

高齢者の皆さんは主に年金で生活をしておられるわけでございますが、この皆さんの消費について、これらの消費が少しは落ち込んでいますのは事実なんだろう、こう思ふわけでございますが、これはそもそも、一昨年、消費税を引き上げたというのと同時に、今我々がやっている政策によつて、もはやデフレではないという状況をつくっていく中において、企業が仕事をしている方々は賃上げ、これは十年ぶり的大幅な賃上げが実現されているわけでございますが、年金生活者の方々に

とつてはそうはなっていないという状況もございします。

また、年金において、これはずっと行われてこなかった、本来であれば行わなければいけない、デフレ期にデフレのスライドを行うということとを、年金財政を安定化させるために安倍政権になつてこれは実行したということもあるんだらう、こう思ふわけでございます。

そこで、そういう状況を見ながら、我々は、年金生活者、低所得者の方々、高齢者の皆さんに対して三万円の給付金を支給するというところでございしました。まさにそれは、アベノミクスで得た果実を、その果実を得にくい方々に対して支給をする、そして、まさに今古川委員も言われたように、消費を底支えしていくという意味において、ミクロ政策においてもマクロ政策においてもこの政策は正しい、このように考えているところでございします。

○古川(元)委員 質問したことにだけ端的に答えてください。マイナズ金利が年金生活者の人たちの消費をむしろ冷え込ませることにつながるんじゃないですか、そこについて聞いています。どうですか。

○安倍内閣総理大臣 これは先ほど申し上げましたように、しばらく分析をする必要があるんだらう、このように思つております。

○古川(元)委員 では、その分析はどういう形でするんですか。経済財政諮問会議なんかでそういう検討でもされるんですか。どうですか。

○安倍内閣総理大臣 今後、どのような影響を与えているかということについては、これは、内閣府であれ、あるいは財務省、またこれは諮問会議等々でございしますが、分析をしていくということになるんだらうと思ひます。

○古川(元)委員 賃金もなかなか伸び悩む、そして高齢者の消費も広がらないとなれば、安倍総理がずっと言っている経済の好循環というのが実現できないということになって、結果的にこれはア

ベノミクスの失敗だというふうに言われても仕方がない状況になると思ふんです。まさに今そういう状況に入りつつあるというふうには私は言わせていただきたいと思います。

次に、先ほど消費税の話がされましたが、もうずっとこの委員会、予算委員会でも聞かれている話ですから、引き上げを凍結するのか、または再延期するのかどうかということを別に私はここで聞きませんが、一般論としてちよつと総理の考え方を確認させていただきたいと思ひます。

総理は、さつきもちよつと申し上げましたけれども、前回、消費税の引き上げを延期する、その決定した記者会見の際に、国民生活に大きな影響を与える税制において重大な決断をした以上、国民の声を聞かなければならないというふうに言われました。そして解散・総選挙を行ったわけでありませんが、ですから、別にこれは消費税にかかわらず、一般論として、税制にかかわる重大な決断をした、そうした場合には信を問うというその考え方、これは今も変わらないというふうに考えてよろしいですか。

○安倍内閣総理大臣 解散については、今は全く考えていないということでございます。

○古川(元)委員 いや、その基本的な考え方を聞きたいんです。税制について根幹部分を変えたいという決断をしたときには、これは信を問うという考え方は変わらないかどうかということをお願いしています。

○安倍内閣総理大臣 これはまさに私が解散をしたときに述べた言葉でございますが、今現在、解散については軽々に、私はこういう考えで、こういうときには解散するということとは軽々に申し上げるべきではないだらう、このように思ひます。

○古川(元)委員 では、今度は、例えば引き上げを延期しても解散しない場合だってあり得るという、今の話を聞くとそういうふうに関心があります。そういうふうに関心してよろしいんですか。

○安倍内閣総理大臣 解散について軽々に、こういうときには解散するし、こういうときには解散し

ないということについて一々お答えをすることは差し控えていただきたいと思います。

○古川(元)委員 しかし、これは一般論としてちゃんとその考え方は、これは総理が自分で言ったんですよ、それでまさに解散・総選挙をやったぐらひの話なんですから。これは総理大臣として言ったことの重みというものをやはり感じてもらわないと、そのときそのときで、いや、解散したときの口実としてこういうことを言ったということであつたら、それこそ、いつも総理がおつしやっている、信なくば立たずという話にならないんじゃないですか。

ですから、このところは、解散したそのときに理由を言うんだということでは、これはまた国民の政治に対する信頼を失うことになりますよ。そのことを申し上げたいと思います。

その上で、総理、予算委員会やこの財金でも、消費税の引き上げを再延期する状況について、いろいろなお話が少しずつ変わってきている感じがするんです。ここだけ確認させていただきたいんです。

リーマン・ショックのような事態が起きた場合、そういう言葉遣いとか、あるいは、世界経済の大幅な収縮が起きた場合、また、きのうの予算委員会では、消費税を上げても税収が上らないような場合、そういう場合には消費税の引き上げを行わないんだというような発言をしていらつしやいます。

これはそれぞれちよつとニュアンスが違ふんじゃないかというふうにとられているんですけれども、総理の認識としては、これはどれも同じ認識なのか、それとも微妙に違ふのか。違ふんだつたらその違いを教えてくださいたいと思いますし、同じだつたら同じだというふうにお答えください。

○安倍内閣総理大臣 答弁については、これはずつといわば一貫した答弁をさせていただいてい

ると思います。

第一類第五号

財務金融委員会議録第十号

平成二十八年三月一日

界に冠たる社会保障制度を次世代に引き渡す責任を果たすとともに、市場や国際社会からの国の信頼を確保するためのものであります。リーマン・ショックや大震災のような重大な事態が発生しない限り、確実に実施をします。経済の好循環を力強く回していくことにより、そのための経済状況をつくり出していく、この考えに変わりはないわけでありです。

また、その際に、消費税率を引き上げて税収が上がらなければ元も子もないというのはそのとおりであります。しっかりと税収が確保されていくよう、一〇％への引き上げにたえ得る経済状況をつくり出していくことが重要であると考えております。

○古川(元)委員 それができないんじゃないかなというの、ずっとこの間の議論や、あるいは、今の経済状況を見ているとそう見えているんですよ。ここについて、何度聞いても同じことしかおつしやらないと思いますから次に行きたいと思いますが、微妙に変わってきている、そういうふうには皆さん認識をしているということは総理も、意図的に言つていらつしやるんだと思いますけれども、そういう認識だということだけお伝えしたいと思います。

次に、今回のこの委員会でも一番中心になつて議論されております軽減税率について御質問したいと思ひます。

ちよつと資料を見ていた、いただきたいんですけども、二〇一四年の四月に、東京でOECD消費税グローバルフォーラムというのが開催をされました。ここはちよつと傍線のところを見ていただくと、「消費税が、所得等の異なる層に与える影響についても議論が行われ、低所得者世帯の負担を緩和するため、軽減税率を導入している国もあるが、軽減税率は、低所得者を支援する方策として、対象者を限定した給付措置に比べると極めて非効率であることが確認された。たとえば食料品をゼロ税率や軽減税率にしても、結局その食料品は主に高所得者に消費されるため、公平性の観点

からも所得再配分政策の観点からも非効率ではないか」という議論が行われた。」

軽減税率は、この委員会でも、ヨーロッパはみんな入れているというふうによく議論が出ていましたけれども、みんなヨーロッパ諸国が参加しているOECD、ここがこの軽減税率というのは、「低所得者を支援する方策として、対象者を限定した給付措置に比べると極めて非効率であることが確認された。」というふうになつていっているんです。このOECDの考え方は、総理、どう思いますか。総理、総理です。総理に聞いていますので

○麻生国務大臣 今言われた、平成二十六年に開催されたOECDの消費税グローバルフォーラムでは、消費税に係る政策の国際的な動きや、消費税が所得の異なる世帯に与える影響について議論がされ、その議論の中で、今言われたような、対象者を限定した給付に比べれば極めて非効率であるという指摘がありましたことは承知をいたしております。

他方、今般の日本におきます、この導入しようといはしてあります軽減税率につきましては、家計調査に基づいて申し上げれば、平均的な世帯収入約六百一十万円を含みます年収六百五十万未満の世帯の消費税負担軽減額は全体の六割を占めておりますこと、また、年収の多い世帯というものは当然のこととして人員が多い傾向があり、世帯当たりの軽減の額が大きく出してしまう傾向にあることなどを踏まえれば、低所得者向け対策として非効率であるとは言えないのではないかと、基本的にそう思つております。

他方、軽減税率の利点として言えば……(古川(元)委員「もういいです」と呼ぶ)聞きたいと言つてから説明しているだけであつて……(古川(元)委員「財務大臣、総理に聞いたんですから」と呼ぶ)答弁する権限も与えていたかぬと。

私ももととしては、これまでたびたび申し上げてきたように、消費税の逆進性の緩和というものを図りつつ、痛税感の実感ができる等々、私どもと

しては、極めて重要な判断である、そう思つております。

○古川(元)委員 今は総理に聞いたんですよ。財務大臣はこのOECDと同じ考え方だということでは、何度も財務大臣御自身で去年ずっと十二月まで発言しているから覚えていらつしやるでしょう。ですから、別に財務大臣に聞いていられるわけじゃないんです。総理に聞いたんですよ。でも、時間がありませんから次に行きたいと思ひます。今回のこの軽減税率のいろいろさまざまな議論で、おかしなことがたくさん起きてくるということが明らかになつてきました。

例えば、テークアウトか店内の飲食かというのは、これはもう販売の時点で判断して、そこで決まる。ですから、それ以降これをどういう形でその場で食べよう、それはもう関係ないんだ。こういう主税局長からの答弁でした。

そうなりますと、多分テークアウトがふえて、中で食べる人でもとりあえず買うときはテークアウトだと言つて買つて、そして買つてからその店の中で食べる、そういう人たちがふえてくるんだと思ひます。しかし、これは違法ではないということなんです。でも、違法ではないけれども、やはり中で食べるんだつたら、中で食べると言つて買った人は標準税率で買つていられるわけでありまして、不公平だし、やはりこれはおかしいと普通は思ふんだと思ふんですよ。

ですから、違法ではないけれども、これは事実上脱法行為を助長するようなことに、そういう取り扱いをしないと、なると思ひませんか。総理、どうですか。総理、感覚的にどう思ひますか。

○安倍内閣総理大臣 そこはいわばルールとしてあるわけでありまして、税法上、まさにテークアウトか否かの判断を販売時点で判断することについての御懸念であります。現実問題として、販売事業者において全ての顧客に対して実際にテークアウトしたか否かの事後確認を求めることは現実的ではないという問題がございまして、しか

くことによつて、基本的には、日本においては、最初からそういう脱法行為をしようという人たちがほとんど出てくるということには私はならないのではないのかな、このように思います。

基本的には、まずは、税法上、事業者みずからの責任においてしっかりと顧客の意思を確認し、適正に税率の適用関係を判断する必要があることを販売事業者が十分認識していただく必要があると考えておりますが、いずれにしても、可能な限り適正な課税を確保できるよう、事業者の御協力、御理解も得ながら、軽減税率の適用対象の範囲について幅広く消費者にも周知徹底するなどにより、適正な課税の確保に向けて取り組んでいきたい、こう考えております。

○古川(元)委員 それは事業者だつて、そうやって言われればやりますよ。

でも、この前の予算委員会の際に聞きましたけれども、覚えていらっしゃるかと思いますが、でも、テークアウトだと言つてその場で座つて食べ始めて、そして隣の人は、これは中で食べると言つて標準税率を払っている。そのときにはお店の人が聞けますかという、やはり聞けないし、やはりそういう人が出てきますよ。しかも、それが違法ではないという話なんですから。

やはりそういう意味では、それは私だつてそういう人が出てくることは好ましいとは思わないし、そうあつてほしくないと思ひますけれども、しかし現実には、別に違法じゃないんだつたら、それで安くなるんだつたらそれでいいじゃないかという人がふえても、それはやはり仕方ないことで、そういう状況をつくつてしまふというこの軽減税率に私は問題があると思うんです。そういう意味で、脱法行為をやはり事実上助長することに、こういう取り扱いになつてしまふんだと思うんです。

特に、総理はいつも教育が大事だとおつしやつていられるわけでありまして、子供たちも、お小遣いをもらつていられる中でちよつとでもそれは安い方がいいわけですから、であれば、テークアウト

トだと言つて買えば安く買えるよというふうになつたら、子供たちがそういう安い方を選んでいく、そういうことはやはり出てきちゃうんじゃないかと思うんですよ。

税金というのはうまいことやれば逃れることができる、暗にそういう風潮が、この軽減税率の導入で、そしてまた、そういう取り扱いが行われることによつて事実上広がつてしまふんじゃないか。これは青少年の教育上も非常によくないんじゃないかと思いますが、どうですか、総理。

○安倍内閣総理大臣 教育上は、もし目の前で子供が、お子さんが、これはテークアウトと言つてその場で食べている子供を見つければ、私は注意しますけれどもね。

それはやはり大人は、当然子供に対して、そういうことをしてはいけないよということを注意していく責任があるんだろう、こう思いますし、例えば、ファストフードの店等々において自分が食べたもの、カフェテリアでもそうなんです、食べたものを自分で片づけるタイプの店があると思ひます。そこは、そういうことをすることによつて人件費を削りながら、しかし価格を安くしている。しかし、それはお客様の協力を前提としていられるわけでありまして、これは法律にも触れないわけでありまして、大体ほとんど多くの人たちは自分でこれを持っていくわけでありまして、これは義務がないんですが、日本ではおおむねこれはみんな持つていつているのではないのかな、こう思ふわけでございますので、こうした日本のモラルの高さ等に鑑みて、そうした人がほとんど出てくる。また、子供たちの教育に悪いということにもならないし、むしろそういう場でそういうお子さんたちを見つけたら、しっかりと、君たち、これがルールなんだからということを我々は注意すべきではないのかな、こんなように思ふところでございます。

○古川(元)委員 そうしたら総理は、お店の人に、子供がそこでテークアウトと言つて買つてそこで食べ始めたら、それはテークアウトだと言つ

たんだからあなたは外へ行つて食べなさい、そうやって言いなさいというふうに指導すべきだ、そう考へているということですか。

○安倍内閣総理大臣 例えば、私がそこに行つている客としてそういう子供を見たら、そういう事情がわかつてその子を見たらそのように注意しなければならぬ、こう思つていられることを申し上げたわけでありまして、従業員にそうしろということを私は言つていられるわけではございませ

○古川(元)委員 でも、言わなかつたら、やはりそれはそういう子供たちが出てきやいますよ。

やはりこの問題というのは本当に、法の根底には正義がある、そういう言葉もあるんですけれども、やはり、法がおかしいからこそのいう脱法行為みたいなものを助長してしまふ。私は、そういう意味で大変これは問題がある制度だということに考へています。

さらに次の問いに行きたいと思ふんですが、ちよつと皆さんに資料を見ていただきたいと思ふんです。

ちよつと与党の税制改正大綱が決まつた翌日に財務省から出された税制メールマガジン八十六号の参考資料に入つていた資料なんですけれども、まず、「事業者の主な日々の追加業務」というのがここにずつとたくさん書かれていられるんです。これを見ていただくと、「飲食料品小売業を営む事業者の例」というので、「日々の業務」として、主に以下の作業が発生と、たくさん作業が書いてあるんですけれども、主税局長、この内容に変わりありませんか。

○佐藤政府参考人 お答え申し上げます。

この資料は、軽減税率を検討する与党の議論の過程で出されたものでございます。

こちらにいただきますと、軽減税率制度を導入することにより、飲食料品小売業を営む事業者に生じる追加業務がどういふものがあるかというのを一般的な例として整理をしたということで、その想定は一応変更はないと思つております。

○古川(元)委員 もうかなりの追加の業務が、これを見ていただけても発生するんです。

次の「地方の商店の例」というのを見ていただきますと、これは零細事業者の場合、これを見て私もちよつとびっくりしたんですけれども、この右側のところ、売り上げの都度、商品ごとに適用税率を判断、代金を税率別にそれぞれ集計ということくらいはまだわかるんですけれども、代金を軽減税率用と標準税率用の小銭箱に配分する。そして、おつりをそれぞれの小銭箱から案分して支払ふ。こういうことを求めるということですか、局長、それでいいですか。

○佐藤政府参考人 お答え申し上げます。

制度を検討する過程で、事業者においてどういふ問題が起こるかということを多角的に整理をしたわけでございます。先ほどの話もそうでございます。

この資料におきましても、いわゆるレジを導入していかないような零細事業者において売り上げ管理していかなくやなりません、その一例を御紹介したというものでございます。現金の収支で売り上げを管理しているという事業者、例えば、即座に区分経理を求めるといふことが本当に可能かどうかというような論点を示したものでございます。

こういう検討を全部踏まえて、たびたびこちらで御説明しているような制度的対応というものが今回の法案に盛り込んだところでございます。

○古川(元)委員 本当に零細事業者にここまでやれるんではいふかね。ここにおばあちゃんやの絵がありますけれども、おばあちゃんとかおじいちゃんやとつていられるような商店で今からこんなことをやれと言つたら、それこそ麻生大臣が私が聞いたときに答弁した、この機会にやめちやおうという人がやはり出てくるんじゃないかと思ふんです。

次に、もう一枚目の、三十ページ目の「軽減税率を導入する場合の事業者の準備期間につい

て、ちよつと資料を見ていただきたいと思うんです。

システム改修などの準備に着手するのは、政令や通達によって具体的な対象品目の線引きや計算方法、帳票の記載事項等が明らかにになってからじゃないとシステム改修に着手できないというふうに書いてあるわけであります。

具体的はこの制度の詳細を決めて発表するのは、今、これはいつのつもりで政府の方は考えているんですか。

○佐藤政府参考人 法案成立後速やかにと考えております。

○古川(元)委員 そういふふうで考えると、これはどうしたって四月以降になつてきますよ。

そうすると、ここに「最低一年半程度」というふうに書いてあるんです、最低でも一年半はかかるだろうというふうに言っているんですけれども、今、政府の方はとにかく来年の四月からこの軽減税率を導入しようとしているんですが、一体いつの間に半年間短くてもできるというふうになつてしまつたんですか、財務大臣。

○麻生国務大臣 昨年の与党におけます議論において、この軽減税率制度を平成二十九年の四月に導入することとした場合には、一年余りの期間しかないもので、いわゆる、一般的な制度の法案成立から施行までのスケジュール感というものを前提とした場合は、一般的に技術屋、エンジニアの不足が指摘されたりする中で事業者の対応は可能かどうかという点には配慮が必要ということにつきまして議論がなされ、御指摘のありましたように、資料も用いながら検討されたところであります。

そうして、こうした課題への対応として、できるだけ早期に制度の詳細を明らかにするというところで、事業者や、いわゆるシステムベンダーとかレジのメーカーなどが計画的に対応できるようにすることによって、システム改修の需要をできるだけ平準化することが重要であるという認識が共有されたところであります。

したがって、このために政府としては、既に昨年末、政府税制改正大綱や、今国会に提出をさせていたいただきました税制改正法案の中において、対象品目の定義などを明確に規定させていただくとともに、いわゆる制度の周知徹底、また、必要な情報の提供、相談等々を丁寧に対応するということを精力的に行うことにさせていた

だいて、さらに、複数税率対応のために必要なレジや、また、POSとは言いませぬけれども、システムの改修について、資金面の問題で事業者の準備が滞ることがないように、予備費を活用して中小企業者に対する資金支援というものを速やかに行うことにしておりますのは御存じのとおりです。

いづれにしても、今般の法案の附則に示しておりますとおり、事業者の準備状況を検証しつつ、軽減税率制度の円滑な導入及び運用に向けた必要な対応を行うということにさせていただいておりまして、この導入に当たり混乱というものが生じないように、万全の準備を進めたいと考えております。

○古川(元)委員 混乱が生じないように万全の準備を進めたとしても、やはり、大臣も何度もおっしゃっているように、それでも混乱は起きると思うんです。ここでもずっと、きのうの参考人でもそうでしたよ、とても対応できませんよという話でありました。

それは前に出した資料、たと言いますけれども、税制改正大綱が出た翌日に、最低でも一年半かかると言っているんですよ。それが、一年も足らないようなところでやろうなんというところが、事業者の人たちが本当に対応できるんだつたら、きちんとそこに対応できるんだというものをやはり示さないと、これはもう事業者の皆さん方も本当に不安だと思ひますし、実際に大きな混乱は起き

てくるんだと思うんです。そういう意味でも、総理、一〇%の引き上げと軽減税率の導入が今セットだというふうになつて

は必至じゃないかという状況と考えたら、軽減税率の導入というものを一〇%引き上げとセットだ、その考え方を直すつもりはありませんか、総理。

○安倍内閣総理大臣 三党合意の中において、軽減税率、給付つき税額控除、そして総合合算制度、この三つの中から我々は軽減税率を選んだわけでございます。この三党合意には、もちろん、当時の与党であつた民主党も参加をしている中において三つの選択肢があつた。

そして、今回私たちは、一〇%の引き上げに際して、軽減税率という形で痛税感を緩和していくということも含めて対応していくことになつたところでございまして、この考え方には変わりはないと

ございませぬ。○古川(元)委員 三党合意、三党合意といつもおっしゃいますけれども、この前も私申し上げましたけれども、三党合意というのは、その後の三党協議もきちんとやってそこで決めるという話になつていたんですよ。そこまですべての三党合意なんです。しかし、今回、これについて協議が全く何にもないんです。

協議していいないのであれば、今の法律はどうなつてくるか、三党で合意してできた法律はどうなつてくるかといつたら、低所得者対策が決まるまでの間は簡素な給付措置でやりましようということになつていんですよ。であれば、簡素な給付措置でやればいいじゃないですか。

総理、きょうこれから採決しようとしておられるんですけども、この税法の部分から、軽減税率に関する部分、消費税の部分は切り離して、これからもう一度三党協議を再開してきちんと三党で協議をする。そして、その結論が出るまでは、法律どおり、低所得者対策としては簡素な給付措置を続ける。その決断をしませんか。そして、もう一回三党協議をやりませんか。どうですか、総理。

○安倍内閣総理大臣 まさにこの三党合意によつて、我々、消費税を引き上げていく、この法案が

成立をしたわけでございます、そういう意味におきましては三党合意は大きな役割を果たした、こう思っているわけでございます。

そして、我々はその後、選挙で自民党、公明党の与党が勝利をし、政権を担っているわけであり

ます。その中におきまして、この法律にのつてつて今回軽減税率を選択し、そして、来年の消費税引き上げ時にそれを実施していくという判断をしたところでございまして、それを変えていく考えはございませぬ。

○古川(元)委員 つまり、では、今後三党で協議するといふ考え方は全くないということですね。○安倍内閣総理大臣 基本的に、三党で協議をするといふことについては、まさに三党合意においてこの法律ができたわけでございます、その三

党協議によつてできた法律に従つて我々は消費税を引き上げていく、あるいは、その際、軽減税率を選択していくという判断をしたわけでございます。今後はまさにどのような経済財政運営を行つていくか、あるいは、税制あるいは社会保障

の改革については、もちろん御協力をいただければ大変ありがたい、こう思うわけでござい

ます。○古川(元)委員 総理、それだと完全にこれは三党合意を破棄したというふうには我々は解釈せざるを得ませんよ。あの三党合意というのは、ちゃんとその後の三党協議もやつていく、三党で協議してこういう問題についてもきちんと決めていくという話だつたんですよ。それをやらぬので来年四月からこの軽減税率を強行するということであ

れば、もう我々は、三党合意は完全に破棄された、そういうふうになしますけれども、それでいいです。○安倍内閣総理大臣 今、古川委員は、三党合意破棄だといふおっしゃつておられますが、そもそも、三党合意を踏まえて開催された社会保障制度改革に関する三党実務者協議について、二〇一三

年八月に協議に依らないとして先に出ていったのは、これは民主党であろうと思います。また、二〇一四年十一月十四日には、解散表明前に、解散を前提として民主党がみずから消費税の引き上げ延期へと方針転換するに当たって、三党合意の前提が崩れたかのような発言をしておられるわけでございます。このように、既に何度も民主党の方から三党合意を破棄されたなどと決めつけて、みずから方針転換をされているのではないかと、こう思うわけでありませう。

さらに最近では、三党合意にはもはや拘束されないと言いつつ、今回また改めて、軽減税率について三党合意を破棄した、軽減税率の導入を前提とする一〇％への引き上げは認められないなどと主張するのは、我々としては、矛盾しているのではないかと、こんなように感じているところでございます。

○古川(元)委員 先日も予算委員会でも申し上げましたけれども、ちゃんと私きちんと野田前税調会長に三党協議の申し入れをしたんです、再開しようとして、それで合意しているんです。よく一回確認してみてください。それを全く音沙汰なしでこういう状況になっているんです。

だからこれは、与党として三党合意を大事にしたいんだしたら、やはりそこは根拠よくそちらから呼びかけがあつてしかるべきだし、私たちもやろうと言っているんです。

にもかかわらず、今みたいなそうした答弁では、もう残念ですけども、我々からしたら、完全に三党合意、その根底の部分、前提の部分をもうこれは崩された、そういうふうになさざるを得ないということを申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございます。

○宮下委員長 次に、木内孝胤君。

○木内(孝)委員 民主・維新・無所属クラブ、木内孝胤でございます。

今、総理と古川委員の質疑を聞いておりまして、非常にいろいろ質問しやすいなと思いまし

た。といいますのは、実は四年前に私、この消費税で党を離党いたしました。現在は、維新の党、民主党と会派と一緒にさせていただいているわけですから、三党合意の中身には大いに縛られるだろうというふうに考えております。

一方で、安倍総理がかなり明確に、先般来予算委員会の討論等でも、三党合意を無視というかほごにした発言がある中で、私も、堂々と消費税凍結を訴える質問をさせていただけるとして、心置きなく質問させていただきたいと思っております。

二〇一七年四月に消費税を上げるのか上げないのか、これについては先々週の代表質問でもいたしました。先週、安倍総理にも直接いたしましたし、けさも予算委員会以来、恐らく三名が質問して、もう既に御答弁なさっております。同じことを聞いてもいけませんので、幾つか消費税を上げることについて質問したいと思います。

総理は、仮に消費税を凍結したいと思つたときの一つ障害になることがあるかなと思つております。これは私も非常に大きく懸念をしております。それは、その凍結をしたときの市場のリスク、要するに国債が暴落するとか、こうしたことがよく言われておりますけれども、凍結した場合の国債の市場のリスクについてどのようにお考えでしょうか。

○安倍内閣総理大臣 仮定の質問にはなかなかお答えできないのでございますが、さきの消費税を一年半先送りするという判断をしたときにも、一年半後には必ず消費税を引き上げてまいります。このように申し上げたところでございます。経済条項を削除したのでございますから、それはやはり委員がおっしゃられるような意味においても国の信託を確保しなければならぬ、そういう考え方も申し上げたところでございます。

○木内(孝)委員 もう一つ、消費税を上げる、上げないの判断でお伺いしたいことがあるんです。二〇一二年の末に安倍政権ができてから約三年二カ月ですが、恐らく経済状況も、消費税を二年前に上げるまでとそれ以降で大分差があるんだと

思います。恐らく、二〇一三年のさまざまな指標を見ますと、私は、これは本当に胸を張れるすばらしい数字であつたなというふうに思つています。

一方で、二〇一四年の四月に消費税を上げてから、企業収益とか雇用関係、いい数字もたくさんあることを全て認めた上で、やはりGDPが二〇一四年度もマイナス、二〇一五年度も実質GDP、第一・四半期、この間の十月―十二月期もマイナス、中身を見ても、個人消費がとりわけ弱い状況になっております。

消費税を上げる、上げないの判断をするときに、一時的に消費が駆け込み需要で上がり、落ちる、これは当初から言われておりましたが、総理から見ていて、消費税を上げた後、個人消費の戻りが弱いなど、私から見るとこれは底割れしているというふうに判断しているわけですが、やはり当初想定していたよりは個人消費の戻りは弱いというふうにお考えでしょうか。

○安倍内閣総理大臣 それはまさに委員も御指摘になつたように、駆け込み需要があり、その後落ち込むというところは予想していたわけでございますが、予想よりも大きくこれは消費が落ち込んだわけでございます。その後の個人消費の戻りも予想よりは悪かつた、このように考えております。

そういうような状況から、我々は、消費税の一年半引き上げを先送り、そういう決断をしたところでございます。

○木内(孝)委員 来年の四月に上げると、また個人消費が駆け込みで上がり、その後落ちるということを繰り返すと思ひますが、私は、恐らく来年四月、消費税を上げると、消費は総理が想定されている以上に再び落ち込むと思つております。それは予想ということになりますのでどうなるかわかりませんが。

もう一つ、消費税を上げる障害となり得る事案として、やはり国際社会に向けてのある意味、約束というか、公約ではありませぬけれども、自分

たちはきつちりと財政健全化を進めていくというふうに言つたわけで、それをきちんと進めていくことは非常に大切なことだと思つております。

その中で、昨今、世界経済の不透明さから、週末、麻生財務大臣が御出席になられていたG20がございまして。五月に伊勢志摩サミットもございまして、私も、私は、世界的な潮目が変わつた、といひますのは、従来は財政健全化を非常に重視する姿勢であつた、今ももちろん財政健全化を重視はしているものの、財政支出に政策転換をするべきではないかという論調が非常に多くございまして。

実際、G20で出された声明としては、あらゆる政策手段を総動員すると言つておりますけれども、これは逆に言うとう具体策がない。ある意味、非常にうまくいかなかつた会議かなと思つて心配をしております。事実、その後、株式市場は弱含んでおるのかな。ただ、その中で一つのメッセージとしてあるのは、財政支出については多くの国から、どこの国という名指しではないものの、期待感が寄せられている。

すなわち、私が申し上げたいことは、国際環境からいって、財政支出が前よりはしやすくなつた環境だとか考えが否か、総理に伺ひます。

○麻生財務大臣 はなから御存じのように、金だけで、ファイナンスだけで景気がよくなると言つていた方は間違ひなくいらつしやいますよ、マネタリストと言われる方々、シカゴ学者とかいろいろな表現がありますけれども。そういう方々に対して、いや、財政と一緒に、今はお金はあつて需要がないんだ、実需がないのが問題なんじゃないかと言ふ方々、二つ分かれていたと思ひますね、これはずつとです。

今回も、いわゆるマネタリストと言われた方々の方の形が何となく弱くなつてきて、やはり実需が要るんじゃないか、そのためには財政の出動が要るんじゃないかという意見が少しづつだけ出てきたという流れであるということは、全体としては言えると思ひますけれども、やつと当た

り前の話になってきたな、私なりにそう見え
ます。

財政出動の場合を、少なくとも日本の場合
は、今回の予算は九十七兆といえ、一番の大きな予算
ですから、財政としてはきちつと対応している
というところは、他国に対して、うちはちゃんとや
っていますよということばきちんと申し上げてお
ります。

○木内孝委員 安倍総理と麻生財務大臣、き
ょうはネクタイも一緒です、スーツの色も非常に
似てはいるものの、私は、経済政策が根本的に、
もともと考えている経済政策とか周りにいらっ
しやる経済アドバイザーとかも随分タイプが違
うのかな。

麻生財務大臣は、財政政策については非常
に前向きなのですが、昔から、リーマン・ショ
ックが起きたときも金融政策にはほとんど手
をつけず、民主党政権のときも金融政策は
徐々にしかやりませんでしたけれども。

その中で、今これだけ状況が変わっている
わけですから、財政出動への転換、これは本
田内閣官房参与もおっしゃいました財政出動、
予算案、きょう採決という状況の中で次の話
をするのは早過ぎるのではないかと、今、世界
経済のリスクというのはそれだけ危機感を持
つべきだと思っております。

なかなか今、財政出動を本当の意味ででき
る国というのはございません。日本も何か千
兆円というところ、そんな余裕は到底ないだ
ろうというふうには私は考えてはいるのです
が、実は、多くの国から見ると、日本は財
源があるじゃないかと思われているんですね。
ファンドとかいろいろな投資会社あるいは世
界じゅうのエコノミスト、OECD、IMF、
いろいろな人たちが目をつけている財源が
ございまして、それは外為特会なんです。

財源がないと、財政出動に転換したくても
なかなかできないのは事実です。私も、千
兆円の借金と言われると、これは困ったな
と思えます。しか

しながら、この間も麻生財務大臣に質
問しましたら非常に後ろ向きな答弁をされ
ましたので、財務大臣にはきょうお答え
いただいたくないのです、安倍総理に伺
います。

外貨資産が百五十兆円ございまして、そ
れに見合う借金が百二十兆円ぐらいあ
って、三十兆円を差とすると私は申し上げ
ませんし、今きょうと円高になっている
のでそれが少し減っているとか、為替は
変動するとか。私も、外国為替の専門
銀行に十二年間ほどいましたので、非常
にこころはまあ土地勘があるエリアで
すが、もしかしていろいろ事情があ
ってこれは手をつけてはいけな
いかな。唯一のタブーとすれば、やはり
財務省さんに刃向かうとなかなか
厳しいよということ以外に反対理由が
誰から聞いても私はよくわからない
のです。

この中うち、私は、二十兆円と申
上げません、十兆円程度、財政出動ある
いは消費税増税の凍結、こうした積極
財政へ転換するために財源として使え
ると思っておりますが、総理はどのよ
うにお考えでしょうか。

○安倍内閣総理大臣 これは当然、私
が答えても財務大臣と大体同じお答え
になるわけでありまして、政府として、
今現在、財政政策をとる必要がある
とは考えてはおりませんが、議員が御
提案の外為特会の保有する外貨資産の
活用につきましまして、外貨から円貨
への転換が必要となり、実質的なドル
売り・円買い介入として金融為替市場
に不測の影響を及ぼすおそれがある
こと、そしてまた、見合いの負債とし
て政府短期証券を抱えていること等
から、慎重な検討が必要であると考
えております。

○木内孝委員 ちよつと答弁が繰り返
されるのでこれ以上聞きませんけれ
ども、これは、申しわけありません
けれども、財務省さんの打ち出の小
づちにすぎません。為替の介入をする
ために百五十兆の外貨資産は不要で
すし、もちろん、これを売却したり、
ドルを売って円を買うときというのは
円高要因になつてしまいますので、そ
こら辺の

実務手続上の懸念はあるというの
はお認めいたしますけれども、これは
誰がどう見ても使える財源です
ので、総理が、もしある日、積極
財政に転換したいなと思つたとき
に、これはもう既に多くの人が指
摘している内容だと思いますので、
財源として使える可能性があるとい
うことだけは頭の片隅に置いて
いただきたい、そのように思つて
おります。

同様に、日本たばこの株式、NTT
の株式、結構財源がございまして、
これも質問としてはありませ
んけれども、霞が関の空中権、容
積率が今五〇〇％なんです。これ
を一〇〇％にすれば、二兆円以上
の財源が生まれます。もちろん、
景観とか環境とかそういうのは
ございまして、これは、安倍総
理が御得意の規制緩和とかおし
ゃつているのであれば、NTTも
そうだし、こうしたものに目を
向ける。財源は幾らでもござい
ます。

逆に言うと、私、与党の立場です
とお役所とけんかするのはな
かなか難しい面があるのを承知
しておりますので、野党から申
上げますし、提案いたしますので、
ぜひこうした財源のことを御
検討いただければというふう
に思っております。

次の質問に移ります。
軽減税率の問題につきましては、
昨日の財務金融委員会参考人
質疑の中でも、非常に大勢の方
が問題点を指摘しておりました。
今回、きょうも午前中の予算
委員会でも三世代同居の話は
玉木委員がたしか質問して
いたりと、さまざまな政策を
見ると、私は、再分配の意識
がもしかして安倍総理は低い
のかなと思つております。

といひますのは、実は、日本
というのは格差が実は少ない
よと言つてくる学者さんとか
エコノミストとか私の周り
には非常に多いんです。私は
もとと証券会社とか銀行出身
だったのでそういう人が多い
のかもあるかもしれません
けれども、実は、日本は格
差があるみたいな言い方を
しているけれども、ないとい
うふうには私に説明してく
る人もたくさんいらつし
やるんです。

した場合、明らかに給付つき税額
控除の方が逆進性対策ある
いは格差対策になるにもか
かわらず、逆進性対策に重
きを置いていないというの
は、総理はもしかして逆進
性対策は余り必要ないよ
と思つていらつしやるの
かというのが一つ。
あともう一つは、逆進
性対策というのは、本
来、成長戦略になるはず
なんです。

といひますのは、一千万
円の所得の人がいて、二
百万円の所得の人が四
人いた場合、これを、一
千万円の人を八百万円
にして、二百万円の所
得の人を二百五十万
円にしたら、これは低
所得者の方の方が消費
性向は当然高いわけ
です。だから、再分配
政策というのは私は
物すごく明確に成長
戦略になり得ると思
つてはいるんですが、
総理は再分配政策は成長
戦略だとお考えでしょ
うか。

○安倍内閣総理大臣 私は大変、再
分配を重視しております。我々の
政策自体、一億総活躍社会に
ついても、成長と分配の好循環
をつくっていくということ
であります。我々は、我々の
経済政策で得た成果を、希望
出生率一・八の実現や介護離
職ゼロのためにしっかりと
投資をしていく、それによ
つて社会的な基盤を安定
させていく上において成
長を可能にしていくとい
う考え方でございま
すので、我々はそういう
政策を行つていきたい
です。野党の皆さんから
は批判を受けたのでござ
いまして、高齢者の低
所得者の方々に対して
三万円の給付金を出す
のも、まさに再分配
という考え方でござ
いますし、七千億円、
今回も子育て支援の
ために予算を充てて
いるのも、子育て
への支援という
意味においての
再分配を行つて
いくということ
であります。

一方、先進国の中
において、日本が格
差が大きいといひ
え、それはそう
ではないような
気がして
いるのは事
実でござい
まして、木
内委員が
もし日本
のメガバ
ンクでは
なくて米
国の投資
ファンド
で働いて
いたら大
変な資産
を形成し
ておられ
たんだろ
うと思ひ
ますが、
日本では
恐らくそ
うなつて
いないの
ではない
かという
ふうには
推測して
いるわけ
でありま
すが、日
本は、欧
米に比べ
れば比較

的、それほどの格差はない。

しかし、今後とも、しっかりと目配りをしながら、再分配機能はしっかりと維持しながら、かつまた、我々は、成長の果実を分配に回しながら、成長と分配の好循環を回していきたい、こう考えているところでございます。

○木内孝委員 今、分配政策を重視するとおっしゃっていましたが、安倍総理は、介護職者をゼロと言いながら介護報酬を下げるとか、キャッシュフレーズとやっている政策のそこがあるもので、私、安倍総理の、再分配政策を支持していると言っているのは、非常に信じづらいところではあるんです。

その中で、最後に一つ申し上げたいのが、給付つき税額控除というのは、単なる消費税を上げる際の逆進性対策とかそういうことではなくて、今後の税制のあり方全て、所得控除が主な税制から税額控除で分配をより強化するというインフラづくりでもあるんですね。

この給付つき税額控除、軽減税率と比較してどちらの方が逆進性対策になるかということだけ、それを最後の質問として伺いたいと思います。

○安倍内閣総理大臣 軽減税率制度は、給付つき税額控除として総合算制度と並び、消費税率引き上げに伴う低所得者への配慮の観点から、検討課題の一つでありました。

給付つき税額控除は、所得が低い方に焦点を絞った支援ができるという利点はあると思います。しかし、消費税そのものの負担が直接軽減されるものではなくて、消費者にとって痛税感の緩和の実感につながらないという問題があります。また、所得や資産の把握が難しいといった問題があるものと承知しております。

軽減税率制度は、給付つき税額控除といった給付措置とは異なりまして、日々の生活において幅広い消費者が消費、利活用している商品の消費税の負担を直接軽減することにより、買い物の都度、痛税感の緩和を実感できるとの利点があり、

この点が特に重要であるとの判断により、導入を決定したところでございます。

また、軽減税率の導入に伴い、給付つき税額控除など他の二つの施策は、消費税引き上げに伴う低所得者対策としては実施する必要があると考えられておりますが、消費における我々が今回軽減税率の対象とする食品については、低所得の方々において、この比率は高い、消費する比率は高いというふうに考えております。

○木内孝委員 ありがとうございます。

○宮本岳委員 次に、宮本岳志君。

きょうは、総理に質問いたします。

まず、消費税増税中止の政治判断について聞きたいと思うんです。

総理は、二月二十四日、当委員会で、リーマン・ショックや大震災のような重大な事態について、「世界経済の大幅な収縮といったことが実際に起こっているかどうかということについて、専門的な見地から行われる分析も踏まえて、そのときの政治判断において決められる」と答弁されました。

では、この世界経済の大幅な収縮とはどういう事態か。これには少なくとも、株価の変動、下落幅も考慮される基準の一つとして含まれるかどうか、お答えいただけますか。

○安倍内閣総理大臣 御指摘の私の発言は、先日の財金委において、リーマン・ショックのような重大な事態とはどういったものを指すのかを問われた際にお答えしたものであります。まさに、重大な事態とは、例えば株価の変動幅ということのみではなくて、世界経済の大幅な収縮といったことが実際に起こっているかどうかということについて、専門的な見地から行われる分析も踏まえ、そのときの政治判断において決める事項でございます。

つまり、世界経済の大幅な収縮というのはどういふものかといえ、これはまさに、実際にそれが起こっているのか、あるいは、どういふものか

ということについて専門家の皆さんの御意見を伺う必要がある、こう考えているところでございます。

○宮本岳委員 市場の変動のみではないにしても、株価の変動、下落幅も考慮される基準の一つなのかどうか。

麻生大臣は、二十四日の当委員会で私に対して、「株価というもののその中の一つだろうとは存じます。」と答弁されました。全部ではないにしても、株価も含まれる、これは総理もよろしいですね。

○安倍内閣総理大臣 今の答弁において申し上げましたように、これは、株価が全てではなくて、株価もその要素の一つであるという意味で申し上げたところでございます。

○宮本岳委員 含まれるということではよろしいですね。

○安倍内閣総理大臣 含まれるということでございます。

○宮本岳委員 二月二十二日に、ブルームバーグは、「原油相場が一バレル当たり三十一・四十ドルのレンジにとどまれば、世界の政府系ファンドが今年、四千四百三十三億ドル(約四十五兆八千億円)を株式市場から引き上げる可能性がある」と、ソブリン・ウェルス・ファンド・インスティテュートが指摘した」という報道を行いました。

政府系ファンドは二〇一五年に上場株式を約二千三百三十四億ドル相当売却したとも言われておりまして、仮にこれとじゅうに、この報道どおり、四千四百三十三億ドルの株式が売却されれば、二〇一五年の倍のインパクトで株式市場の下落を招くこととなります。

万が一このような事態が生ずるならば、それは世界経済の大幅な収縮だと判断すべき事態だと私は思いますが、いかがですか。

○安倍内閣総理大臣 世界的にリスク回避の動きが金融市場で広がる中、我が国の市場でも変動が見られるわけでありまして、今の仮定の御質問に対して具体的なコメントは

差し控えておきたいと思いますが、現在の変動につきましては、中国の景気減速への懸念や原油価格の低下、米国の利上げの動向等の海外要因が背景と見られているわけでありまして、今般のG20の声明においても、「最近の市場の変動の規模は、その根底にある世界経済の現在のファンダメンタルズを反映したものではない」との認識が示されたところでございますが、いずれにせよ、市場の動きはしっかりと注視をしていきたいと考えております。

○宮本岳委員 先日、日銀の黒田総裁は、この場で私に、近年、国際金融市場において政府系ファンドのプレゼンスが大きくなっているということは事実、このところの世界的な株価下落の背景として、原油価格の下落を受けて産油国の政府系ファンドが株式の売却に動いていることがあるという見方が市場にあるということも認識しているかと答弁されました。これは決して根も葉もない話ではないんですね。

同時に、総理は、個人消費について、個人消費がどれだけ落ち込んで消費増税増税中止の判断をすることはないということかと問われて、「もちろん、日本経済自体が危うくなるようなことは、そういう道はとってはならないのは当然のこと」とも答弁されました。

そこで、配付資料を見ていただきました。これは、昨日、当委員会の参考人質疑に参考人としてお招きした三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社経済・社会政策部の片岡剛士主任研究員が配付された資料であります。

「落ち込みが深刻な家計消費」と表題がついております。特に左下のグラフ。「過去十年間のトレンドから有意に下された消費」というグラフを見ると、家計最終消費支出の実績値が、家計消費のトレンドの九五%信頼区間、赤い破線部でありまして、これを突き破って下振れしたのは、この十年間で三回。二〇〇九年のリーマン・ショックと、二〇一一年の東日本大震災と、そして現在ということになっております。

片岡氏は、昨日の参考人質疑でも、二〇一七年四月の消費税増税の凍結だけではなく、この際、消費の喚起のためには、消費税を八%から六%に減税すべきだとの御意見でありました。

総理、まさに総理の言うリーマン・ショックや大震災と同じレベルの消費の落ち込みが今生じている。増税を中止するのは当然ではありませんか、総理。

○安倍内閣総理大臣 繰り返になりますが、今般のG20の声明においても、「最近の市場の変動の規模は、その根底にある世界経済の現在のフアンダメンタルズを反映したものではない」との認識が示されたわけであります。

こうした中、我が国の実体経済を見れば、三本の矢の政策によって、もはやデフレではないという状況をつくり出す中、企業も最高の収益を上げております。

また、個人消費については、昨年、初夏の低温や記録的な暖冬などの天候要因、昨年夏に生鮮食品など身近なものの値上がりが見られたこと、消費税引き上げを含む物価上昇に賃金上昇が十分に追いついていないこと等を背景に力強さに欠けておりますが、雇用・所得環境の改善が続く中、消費者マインドとともに持ち直していくことが期待されるわけであります。

より強化した経済政策のもとにおいても、経済再生なくして財政健全化なしという方針に変わりはないわけであります。現在のところ、来年、消費税一〇%に引き上げていくという方針に変わりはございません。

○宮本(岳)委員 「日本経済自体が危うくなるようなことは、そういう道はとってはならない」、こうおっしゃるならば、私は、今この一〇%引き上げを中止すべきだ、やれば間違いなく日本経済自体が危うくなるということを指摘しておきたいと思えます。

先ほど三本の矢ということもおっしゃいましたから、次に、三本の矢の一本目の異次元緩和について少し議論をしたいと思いますのでね。

麻生大臣にまず聞きますけれども、G20では通貨安競争のことが議論されたようでありますけれども、協議の結果、どのような合意に至りましたか。

○麻生国務大臣 いわゆる通貨切り下げ競争というものに關しては、そうした対応によって国際経済の不安定性がもたらされることを回避するべきだという認識がG20の議論として共有されたと思っております。結果として、通貨の競争的な切り下げを回避することがG20で改めて確認されたので、今回のG20のコミニケにもこれが盛り込まれておりますのは、お説みになったとおりだと存じます。

なお、G20において他国の発言というのは、どう言ったかというのは言わないことになっておりますので、日本に關する議論について詳しく説明することはできませんが、私の方からは、足元の為替市場を含めた金融市場における変動と不確実性が高まっているという認識を示した上で、いろいろ議論した結果、今回の共同声明においては、為替市場における過度の変動や無秩序な動きは悪影響を与えるというもので、為替レートの安定が重要という認識はこのコミニケの中にも入れられるようになったという背景です。

○宮本(岳)委員 ブルームバーグの報道によりますと、ユーロ圏財務相会合、ユーログループのデイセルブルム議長は、記者会見で、「正直に言つて、日本についても討議された。競争的な通貨切り下げの状況に陥るのではないかと多少の懸念があった」という御発言がありました。さらに加えて、「他が追随し、競争的な切り下げとなるリスクは非常に大きい」と述べられたとも報じられております。

また、デイセルブルム議長は、「為替相場の下落につながるような政策決定を行う際に事前に通知することと合意したことを明らかにした。」とも報道されております。そういう合意になった、これは本当かどうか。また、ここで言う為替相場の下落につながるよう

な政策決定とはどのようなことを指しているのか。これも財務大臣にお答えいただきたい。

○麻生国務大臣 御指摘の報道というのは承知しておりますので、ユーロ圏のデイセルブルムの話なんだと思いますけれども、どのような趣旨で発言されたか、これはわかりません。しかし、発言内容に關して具体的にコメントすることは、先ほど申し上げたような理由で差し控えていたいただきます。

なお、今回の議論を通じて、為替相場におきまます変動の高まりを踏まえて、各国は、為替の動向や、また、市場についての意見交換を行っていくこととか、政策動向を適切にコミニケートしていくことは、間違いなくその重要性が共有されたということとは、これは指摘できると思います。これはやつていくこと。これだけ全部一緒になったというのはなかなかありませんでしたので、その意識をみんな共有できたというのは今回大きかったんだと思っております。

少なくとも、「為替市場に關して緊密に協議する。」という文がこのG20の共同声明の中に盛り込まれておりますので、こういったセンチメンスが盛り込まれたことも過去ないと思いますので、そういった意味では、私どもとしては、G20において、必要に応じ、引き続きこうした対応というものを綿密に行っていく必要があるかと存じております。

○宮本(岳)委員 先日も私、この場で議論いたしました。日銀の黒田総裁にも来ていただきました。日本で金融緩和と政策を実施した場合に、その結果として、金利差が拡大するために、為替相場は円安・ドル高への圧力になる、大半の市場関係者はそのように認識をしているわけであります。

つまり、日銀の金融緩和と政策、政府のとっている金融緩和策というのは、為替相場の下落につながるような政策決定と言えるんじゃないでしょうか。

○麻生国務大臣 日本銀行の主たる目的というのは、インフレターゲット二%のためにどうする

かということを中心に置いておりますので、その他いろいろ、マイナスイ金利だ、金利を下げるだということ、全体として、長短の金利が下がってくる、イールドカーブと言われるものが下がってくるということは、間違いなく結果として今起きていることだと思っておりますが、それによって為替が上がるかと下がるとかいうことに関しましては、一概に言えないと思っております。

○宮本(岳)委員 為替をターゲットにやったことではない、こういう話だと思っておりますね。

そこで、安倍総理に聞きたいと思っております。総理は、二〇一四年十一月二十一日、解散した後の記者会見で、この解散はアベノミクス解散だ、アベノミクスを前に進めるのか、それともとめてしまふのか、それを問う選挙だ、こうした上で、次のように述べました。

「行き過ぎた円高は、多くの企業を海外へと追いやり、空洞化が進みました。私の地元山口県でも、若者たちを五百人以上雇用していた大きな工場が行き過ぎた円高のために工場を閉めざるを得なくなりました。どんなに頑張っても、どんなに汗を流しても、どんなに良いアイデアを出しても、行き過ぎた円高のために競争に勝てない。」しかし、アベノミクスが始まって、行き過ぎた円高が是正されました。そうした中で、空洞化の時代が終わり、仕事がいよいよ国内へと戻ってまいりました。」

ここで総理は、アベノミクスが始まって、行き過ぎた円高が是正されたとの認識を示されたわけでありましたが、アベノミクスがどう作用してこの行き過ぎた円高が是正されたと言えるのか、総理、お答えいただけますか。

○安倍内閣総理大臣 まず、目的はデフレからの脱却であります。デフレからの脱却の中においては、金融政策としては、大胆な金融緩和と黒田総裁のもとに実行したのでございます。

これは、二%のインフレターゲットに向かって、しっかりとデフレから脱却をして、そこに大

よつて、結果として、政権交代前の行き過ぎた円高が是正されたのは事実であります。また、日本銀行による大胆な金融緩和が、固定化したデフレマインドの払拭にもつながったものと考えてるわけでございます。

こうした中、仕事や投資が国内に戻り始め、倒産は三割減少し、対内直接投資額は十倍以上増加をした、こう考えているところでございます。

○宮本(岳)委員 結果としておっしゃるわけですが、総理はまた、二〇一三年三月七日、衆議院予算委員会でも、こうもおっしゃいました。

「長い間ずっと続いてきたデフレ、と同時に、行き過ぎた円高というのもあったんですよ。それを変えていく。まさに今変わりつつあるじゃないですか。変わりつつあるんですよ。それは、一つはやはり金融政策なんですね。『要は、金融政策あるいは財政政策においてどういう変化が出てくるかということにおいては、大胆な金融政策を進めていくことによって、まずは為替として株価に変化が出てきますよ。』総理は、アベノミクスの金融政策を進めれば円安の変化が出てくると認識して、この答弁をしておられます。

「大胆な金融政策を進めていくことによって、まずは為替として株価に変化が出てきますよ。」とはつきりこう述べているわけですから、そう考えているわけですね、総理。

○安倍内閣総理大臣 いわば私たちのターゲットはデフレ脱却であり、二%というインフレターゲットに向けて、安定的にデフレから脱却をしていくということが目標でございます。

その中において、金融政策によって大胆な金融緩和を行っていくことによって、結果としてそれは理論的に導き出されるものもあるわけでございますが、結果において円高が是正され、そして、先ほど申し上げましたような成果が出てきているというのを申し上げたところでございます。

○宮本(岳)委員 しつこいようでありますけれども、目的ではない、ターゲットではない、こう

おっしゃるわけですね。それならば、行き過ぎた円高の是正は起こらなくてもよかつたとお考えですか。

○安倍内閣総理大臣 これはいわば、ターゲットはあくまでもデフレ脱却であります。そして、副次的に、結果として行き過ぎた円高が是正されたということでございますが、これは、先ほど申し上げましたように、大胆な金融政策によって、理論的にはそういう効果が出てくるということだつたんだらうと思いますが、あくまでも目的は、為替ではなくて基本的にはデフレからの脱却であつたということでございます。

○宮本(岳)委員 幾らターゲットではないとおっしゃつても、現在の金融緩和政策を進めると円安への圧力になるということは、これはもうまさに市場関係者もみんな認識をしているわけでありませう。

財務大臣、ディセルブルム議長の言うとおり、G20で、「為替相場下落につながるような政策決定を行う際に事前に通知すること合意した」と言うのであれば、アベノミクスによる金融緩和をさらに進めていく際には、事前にG20諸国に通知しなければならなくなるんじゃないでしょうか。

○麻生国務大臣 まず最初に断りしておきますけれども、金融政策というのはあくまでも日銀の所管ですからね。これはちよつと忘れぬようにしていただかねと、いかにも俺がやっているように言われると話が込み入りますので、これは日本銀行の所管ですから。

ただ、一般論で言えば、私も、今言われたように、いろいろなことを電話でしよつちゅうやつていますので、そういう意味ではいろいろな話がありますけれども、少なくとも、宮本先生、この二週間、十一円円高になつていふんですよ。円安になつていふときに言われるならともかく、円高になつていふときに言われることはまずありません。

○宮本(岳)委員 いや、それは日銀がやることはわかつていふんですよ。でも、アベノミクスと呼

ばれる政策パッケージの中にはそれが入つて、しかも、それを政府が進めていると言つていふわけですから、それを論じていふわけですよ。

さらなる金融緩和は、国際的な通貨安競争を引き起こしかねないことは明白だと思ひます。それは恐らく、国際的にも指摘される結果となるでしょう。

日本銀行の金融緩和と政策に依存するアベノミクスの三年間をきちんと総括して、真つ当な道に進むことを主張して、私の質問を終わります。

○宮下委員長 次に、丸山穂高君。

○丸山委員 おおさか維新の会の丸山穂高でございます。きょうは十分しかお時間をいただいておりますので、総理、早速質疑に入らせていただきます。

先ほど来、ほかの委員との議論で、消費税増税を延期する場合の条件について、昨今、総理の言いがかりが交わつていふんじゃないかという、報道を含めてあるんですけど、先ほど来の御議論を聞いていふと、確認したいんですが、総理としては、世界経済の収縮という言葉はリーマン・ショックのような事態を説明したものであつて、これまでも何ら条件は変わらないという理解でよろしいんでしょうか。

○安倍内閣総理大臣 御指摘の私の発言は、さきの財金委におきまして、リーマン・ショックのような重大な事態とはどういったものを指すのかを問われた際に、単に個人消費の落ち込みということのみではなく、その背景に世界経済の大幅な収縮が実際に起こつていふかどうかという判断基準をお示しをしたものであります。具体的には、専門的な見地から行われる分析も踏まえ、そのときの政治判断において決められる事項であるとお答えをしたところでございます。

○丸山委員 つまり、この発言の前後では変化はないということですよ。これは変化はないということでございます。

○安倍内閣総理大臣 これは変化はないということ

○丸山委員 その上で伺ひたいんですけれども、予算委員会でも、消費税を上げて税収が上がる場合はない場合はないというお話をされました。リーマン・ショックや東日本大震災のような事態と聞くと、時間的には急激に、大幅とか、幅の範囲ももちろんなんですけれども、もう一つ、急激に経済が悪化するという部分が想像できるんですけれども、しかし、総理の答弁では急激性というものが、今回、例えば消費税を上げて税収が上がる場合というのは、急激じゃない場合もあり得ると思うんですけれども、この判断というのは、急激性、つまり急激に不況になつたとかじゃなくて、じわりと不況になつた部分もあるという認識でいいの。その辺、タイムの部分、教えていただけますか。

○安倍内閣総理大臣 いわばリーマン・ショックあるいは大震災級の出来事が起こつたとき、事態が発生しない限り、確実に引き上げを行つていく。そして、その際、事態においてはどういふものかということで先ほど御説明をさせていただいたところでございますが、もちろん、大震災にしろリーマン・ショックにしろ、これは急激に起こつたわけでございますが、一方、委員が御指摘のように、これは、ある程度の時間をかけながら世界的な大幅な収縮が起こるかどうかということだ、このように思ひます。

それについても、そういうことも含めて、専門家等、専門的な見地からの分析も踏まえて政治判断をしていくということになる、このように考えます。

○丸山委員 今、重要な御発言がありまして、急激な、リーマン・ショックや東日本大震災のような事態だけじゃなくて、じわりとした不況でも、専門的な見地の分析を踏まえて、必要であれば、世界経済の大幅な縮小が起こつていふということであれば判断するということなんですけれども、この判断のタイミングが、このままだったらもちろんなやるといふ御判断をされていふんですが、一方で、現在の世界経済の状況を見ると、不安定さを

増しているのは事実だと思います。

そうした中でこのタイムリミットは、正直、かなり迫っていると思います。このままであれば、もちろん、この法案が通れば一〇％に上げるということですが、一方で、先ほど民主党の古川委員の御指摘もありましたけれども、軽減税率を導入するにはすく準備がかります。数カ月から、下手すると一年以上かかるんじゃないかという話がありました。また、法案を出すには、十二月には御準備されて、一月か二月に始まる国会にはお出しになる。そもそも、来年の一月、二月に出しても、恐らく、民間の設備投資から考えた間に合わないと思うんです。

総理、このタイムリミットについて伺いたいんですが、特に民間の設備投資のタイム、時間を考慮したところかどうか。民間が、導入したいのに急にそんなことを言われてもならないように、その場合にはやるといって御判断でよろしいんでしょうか。

○安倍内閣総理大臣 消費増税を延期する場合はいつまでタイムリミットなのかということですが、繰り返しになりますが、来年四月の消費税率一〇％への引き上げは、リーマン・ショックや大震災のような重大な事態が発生しない限り、確実に実施をしていく考えであります。

その上で、重大な事態であるとして増税を延期するかどうかについては、その発生した事態の状況のもとで、そのときの政治判断で決定すべきものと考えております。

○丸山委員 そのときに、もう準備したじゃないか、今さら困るよということにならないように民間の方々に対しては配慮いただけるということでしょうか。

○安倍内閣総理大臣 現在のところ、消費税の引き上げを延期する考え方はないわけですが、いづれにせよ、その時期等について今御質問があったわけですが、発生した事態の状況のもとで、そのときの政治判断、総合的な政治判断を行うということになるわけですが。

○丸山委員 つまり、その発生が、直前に起こった、例えば来年の三月に起こってしまったという場合には、三月でもこれはとめるということなんですか。

○安倍内閣総理大臣 ぎりぎりでございますから、実際のどのような形で、それを実際に法律も出さなければならぬわけですが、そのタイミングではどこが可能かということももちろんあるんだろうと思いますが、いづれにいたしましても、そのときの政治判断で適切に対応していきたい、このように考えております。

○丸山委員 最後、新聞の軽減税率をお伺いしたいと思っております。

新聞以外の書類や雑誌についても、来年以降検討される可能性があるという話を前回の総理との質疑でされました。

そうした中で、この新聞が来年以降逆に落ちる可能性というの、もちろん新聞だけじゃありません、軽減税率に今回載っています酒や外食を除く食品と、そして新聞が入っているんですけれども、今回載っているものが逆に落ちる可能性ももちろんあるという認識でよいのかをお伺いしたいんですが、前提として、ずっとお話をしているように、食料品が入った次に、なぜか、ガスや電気や水道を抜いて新聞が入っている自体が私はおかしいと思うんです。

一方で、政府案では入ってきている中で、来年以降、今入っている項目も、逆に、加わるものがあるということも落ちるものもあるということではないのか、新聞の軽減税率についてお伺いできますか。

○安倍内閣総理大臣 基本的には、今お示ししている対象を軽減税率の対象としていく考えであります。

○丸山委員 逆に、加わるものがあるということもは落ちる可能性もあるということでしょうか。よしんば、来年以降です。

○安倍内閣総理大臣 加わるものがあるかどうか

については検討をいたしますが、落ちるものはないというふうに考えております。

○丸山委員 つまり、安倍内閣である限りは、来年以降、今載っている項目を落とすつもりはないということですか。

○安倍内閣総理大臣 それはしないということでございます。

○丸山委員 つまり今のお話だと、新聞というのは安倍政権である限り残る、また食料品も、外食と酒を除いたものはこのままやっていくという話です。

我々おさか維新の会としては、大事なものの、必要なものに関しては賛成していくという観点です。

しかし、この軽減税率については、やはりずつとお話させていただいているように、対象品目が非常に曖昧であるというお話、また、特に税務の作業は非常に煩雑化するということは、税理士の先生方だけでなく、中小企業の皆さんからも主張があるところであります。

痛税緩和とか低所得者対策とおっしゃっていますけれども、それも非常に効果が薄いという中で、この所得税法に関してはどうしても我々おさか維新の会としては認めるわけにはいかないというのが、今回の質疑を通して感じるところでございます。

とはいえ、本日採決でございます。採決の後また財務金融委員会は続きます。総理に御参席いただくときもあると思いますので、引き続きこの議論を通じて国民にわかりやすい税制をおさか維新の会も目指していくことをお約束しまして、私、丸山穂高の質疑を終えさせていただきます。

○宮下委員長 これにて内閣総理大臣出席のもと質疑は終了いたしました。

内閣総理大臣は御退席ください。結構でございます。質疑を続行いたします。宮崎岳志君。

○宮崎(岳)委員 白熱する予算委員会の裏番組で

ございます。そして、注目される総理入りの後の球拾いでございますが、マスコミを含めてほとんど注目されない議論であります。軽減税率という重大な論点がございまして、マスコミに注目はされないかもしれませんが、当委員会の会議録は百年後にも残るものでございまして、質疑の終局にふさわしい議論をしたいというふうに存じます。

時間も限られている中でありますので、答弁は簡潔に願います。徹夜で御準備をいただいた役所の皆さんには大変申しわけないんですが、過去の答弁の繰り返しは、会議録も読んでおりますので、避けていただきたいというふうに思います。

さて、軽減税率の導入、大変残念であります。税金が安くなるという話でありますので、本来、野党としても反対しやすい話ではありません。反対したところで国民受けをするものでもないのがあります。しかし、それでも反対をしてきたのは、制度自体に大きな問題点があるからであります。低所得者対策としての十分な効果がない。そして、事業者の事務負担が大幅に増加する。たつた二％の軽減のためにこれほどの手間をかけるのか、まるで、東京駅から上野駅に移動するのに特急料金を払って上越新幹線に乗るようなものだというふうに私は言っております。

政府の主張するところ、軽減税率は国際的には一般的な手法ではあります。しかし、同時に、EU、OECD、IMF等、その廃止縮小論というのが潮流になりつつあるという事実であるということ、麻生大臣も御存じのことだと思います。

日本の税制には、複雑で恣意的な租特などさまざまな問題点があると思っておりますが、私は、世界に誇り得る点の一つは、この消費税が、付加価値税が単一税率であることだと思っております。そういった意味では諸外国の税務当局からも高い評価を受けてきたものと思っております。

つまり、軽減税率というのはいわば戦艦大和で

あります。大艦巨砲主義の時代にはこれはすばらしいものだというふうに思われてまいりましたが、今や、航空戦の時代になって無用の長物になつてゐるところかなというふうに思ひます。他国から見れば、何で今さら戦艦大和をつくるんですかというふうに思われているのが軽減税率だと思ひます。

通告をしておりませんが、もしお答えいただければと思うんですが、G20にお出かけになつて他国の財政当局者と雑談をする機会もあつたかと思うんですが、そういう方から、何で日本は軽減税率を今さら入れるのというふうに言われたことはないですか、大臣。

〔委員長退席、うえの委員長代理着席〕

○麻生国務大臣 ありません。

○宮崎(邑)委員 わかりました。

では、きょうは、この間ちゃんと聞けなかつた内閣府より高木政務官にいらつしやつていただいたので、その軽減税率の話をする前に、三世代同居の税制の話をしたと思ひます。

三世代同居促進税制について、想定される利用者一萬世帯、免税額は総額十億円ということでは聞いておりました。

人口問題研究所の調査で、三世代同居の場合、出生率が〇・二五人ぐらい、夫婦だけで住んでいる場合より高いことであるので、単純計算で、一萬世帯でいえば二千五百人ふえるということになるのかもしれないが、しかし、二〇一五年の出生数は百八十八千人でありますので、その〇・二五%であります。

そして、十億円、一萬世帯というのをちよつと人口割にしてみました、私の地元である群馬県では、対象件数は単純割りで百五十五件になります。そうすると、三十九人子供がふえる、こういう計算になります。

今政策、一億総活躍の目玉ということであり、これは前回聞きました。三世代同居が出生率向上につながるという科学的根拠も、これはないというふうに思つております。

前回御答弁いただきましたが、なるべく違う範囲で。前回は呼び水だという話だと思ひます。これを呼び水にして、三世代同居、新しい家族のあり方、出生率の向上ということを含めてその呼び水だということだと思ひますが、私は、どうも政策効果が極めて薄いんじゃないかというふうに思つておりますが、政策効果が高い、あるいは出生率の増加につながる政策だということにお考えでしょうか。

○高木大臣政務官 宮崎委員の御質問は、少子化対策としての効果の規模は小さ過ぎないかということだと思ひます。

出生数にはさまざまな要因が影響しております、親との同居、別居ということのみをもつて出生数等を単純に議論することは適当ではないと考えております。少子化を克服するためには、政府一体となつて総合的に施策を推進していくことが重要であります。

なお、この特例により、三世代同居を希望する子育て世代が祖父母による育児や家事の支援を受けることが可能になり、子育ての不安や負担が緩和されることがつながるものと認識しており、この特例を設ける意義は大きいものと考えております。

○宮崎(邑)委員 二世帯住宅をつくつて三世代同居すれば、祖父母に子育てを任せられるので負担が緩和される、少子化対策という意味での効果と、か人数ではないんだというお答えだということに理解しました。大変苦しいお答えだと思ひますが、きょうは時間がこういうことでありますので、私は効果ないというふうに思つてゐるということをお伝え申し上げて、きょうはこれで結構でございます。ありがとうございます。

さて、続いて、複数税率が農作物の販売方法に及ぼす影響ということについて、前回に引き続き議論したいと思ひます。

前回 こういう表をお手元に配付をさせていたいただきました。どういった経路で免税業者である農家がどこに、どういうふうに販売をし、そして、

消費税でインボイス制度が導入されると、どういった経路が塞がれるのかという話であります。

そうすると、この塞がれた経路から生きてゐる経路に販売方法が誘導されていく。例えば商社や問屋におろしてゐたものが、これはもうできないのでJAにおろすようにしようか、こういうふうになるのではないかとこのように心配をしてゐるわけでありまして。

財務省のパンフレット、「もつと知りたい税のこと」というのがありまして、税の三原則は公平、中立、簡素であるというふうに書いてあります。中立の原則というのは何ですかといひますと、このパンフレットによると、「税制が個人や企業の経済活動における選択を歪めないようにするものが、中立の原則です。」というふうにあります。この辺は基本知識でございます。

直売所や商社などが免税業者の販売先から免税業者であるインボイスが出せないということで排除をされ、そして、例えばJAの無条件委託販売等に移行をしていく、こういうことは中立の原則に反するんじゃないかというふうに思ひますが、大臣、御見解はいかがでしようか。

○麻生国務大臣 公平、中立云々、今は、やはり選択性がありますので、基本的に中立というものはそれなりに維持できていると思ひますが。

○宮崎(邑)委員 私は、この中立というところにいて中立性が維持されてゐないんじゃないか、つまり、現在商社や問屋に卸してゐる、スーパーに卸してゐる、あるいは直売所で売つてゐるという方々が、JAの無条件委託販売以外になかなか売り口がなくなつてくる、こういう中立性が損なわれているんじゃないかというふうに思ひます。

それで、きょうは農水省にも来ていただきました。農水省から加藤政務官が来ていただいたんですか、ちよつと伺いたいですけれども、今、六次産業化を熱心に始めております。これは民主党政権でスタートした政策でありますし、最初は六次産業化という言葉は自民党支持者の方々にはな

かなか使つていただけなかつたんですが、最近定着してまいりまして、皆さん使つていただけるようになってよかつたなというふうには思つてゐるんです。

こういうところでは、農家の方々が、例えば組合をつくつて加工販売をするというようなことを奨励しております。そうすると、インボイスを出せないということになると、そういった組合に自分のところで収穫した作物を持ち込んで、そこで付加価値をつけて販売をするというようなことにマイナスの影響があるんじゃないか。

あるいは、農協改革、昨年の安倍政権でやりました。私も必ずしも賛成ではありませんでしたけれども、それが実行されて、その中で、今、JAは委託販売が九六%だ。ここでの無条件委託販売というものです。インボイスのかわりになるものが出せるといふもの、これが九六%なんですけれども、これだと農協は全くリスクをとつてゐない、だから、有利なふうになつてゐるというモチベーションが出てこないから問題だ、買い取り制に移すべきだといふふうな議論も農水委員会では非常に多くなされてきました。

しかし、実際にこれでインボイス制が導入されますと、全国の八割以上を占める、免税業者である農家というのは、農協に買い取つてもらふことも基本的にはできないし、六次産業化みたいな形で直売とか加工販売というのにも阻害をされるということだと思ひます。

この間の大臣との議論ですと、課税業者になるべくなつていただきたいということだと思ひますが、それはそういうことかと思ひますが、農水の立場からすれば、これはもちろん自分たちのことで税制を変えろというわけにはいかないでしょうけれども、何らかの、このインボイス制度が導入されても六次産業化や農協改革は進められるようにという手だてを打たなきゃならないと思ひます。どういふことをお考えになつてゐますでしょうか。

〔うえの委員長代理退席、委員長着席〕

○加藤大臣政務官 お答えいたします。

インボイス制度導入後も、農家が競り売りや農協などに委託して農産物を販売をする場合には、農協などが代替発行した請求書により仕入れ税額控除ができることとされております。

これは、農協を通じて農産物の委託販売や卸売市場での取引においては大量の出荷物を短時間でさばかねばならないこと、また、出荷物を課税事業者と免税事業者別に分けて管理できないこと、生産者が買い受け人と直接価格交渉を行う機会がないこと等の農産物流通の特性がございます。この方法によらなければ幅広い事業者が多大な影響を与えることから措置されたものと承知をいたしております。

一方、農協を通じて委託販売する場合には、農家は生産物の販売価格を自分で決められないこと、また、農協や市場の手数料を負担することになることから、農協を通じて売るのが当然に有利になるということではないと考えております。

したがって、必ずしも免税事業者である農業者が農協等への委託販売に誘導されるとは言えないという思いでありますし、六次産業化や農協改革の流れに逆行するものではない、このように考えておるところでございます。

○宮崎(邑)委員 余りお答えになっていないんです。

お手元の図のページを見ていただいて、こういう経路が塞がれるであろう、インボイスが出せないんだから買う方はお断りだというふうになるんじゃないんですかというふうに聞いているんですけども、今の説明を見ると、JAに手数料を取られるんだから、それはほかに売るということもあるんじゃないんですか、こういう答えであります。

JAに手数料を取られるも何も、買う方が買ってくれないんだという問題を指摘しているのではありませんから、ちよつと的外れだなというふうに思っています。つまり、余り考えていないんじゃないかというふうに思うんです。

実はきのう、農水省の方も伺いました。きょう、政務官の答弁も伺っているんですけども、どうもインボイスができたときにどういう問題が起こるかということについては、農水省さん、余りまだ把握されていないのかなというのが正直な感想です。無理もないところもありますが、ちよつとこれから大問題になってくると思いますので、時間はありますから、御検討いただければと思います。

さて、表を二ページ目、用意しました。これは単純な計算の例です。何が起るかということですが、

ちよつと時間がないので余り詳しくは説明しませんけれども、一番左側が本体価格です。三本の棒グラフがかかっていますが、一番左側がいわゆる本体価格、真ん中がいわゆる税金の額、そして右側が実際に誰が納税するかという納税額です。百万円を仕入れて百万円で売ると、さらに、買った販売先の事業者が百万円で売ると、二十万ずつ利益を積んでいくというふうになります。

そうすると、通常であれば、その百万円に百万円の税額がかかって百万円です。総額百万円で買った、それに二十万円の利益を乗つけて、さらに税金が十二万つきますから、百三十二万円で売ります。そうすると、二十二万円利益が出ますが、十二万円の税額のうち十万円は既に仕入れ税額控除、そして二万円残りますので、その二万円を払う。買った方は、さらに百二十万円の本体価格にさらに二十万円を乗つけて販売すると百四十万円。税額が十四万円、総額百五十四万円になります。十四万円の税額ですが、既に仕入れて十

万プラス二万円、十二万既に払われているので、二十二万円の利益のうち二万円消費税を納めると残り二十万、こういう話だと思いませんか。ちよつと複雑になって申しわけありません。

インボイスを発行できない場合はどうかというところ、ここに出ておりますが、免税事業者が真ん中にいますので発行できません。ですから、百三十二

万円で免税業者が売ると、自分は消費税を納めなくていいわけですから、二十二万円の利益になります。買った方は百三十二万円で買ったんです。そして本体に二十万円乗つけて、税額をプラスして総額百五十四万円で売ります。ここまで同じです。消費税額も十四万、ここまで同じなんです。仕入れ税額控除ができないので、十四万円全部払わなきゃならない。

そうすると、利益が、課税業者から買う場合は二十万円出るのに、免税業者から買う場合は出ない、消費税の分を引かれる。こういうことが起るんじゃないか、だから免税業者が取引から排除される。これが基本的な議論であります。

その下は、この間、麻生大臣とお話をさせていたいたものです。だったら、おまえらは税金を払っていないんだから、その分下げろ、こういう話になります。例えば、十一万下げろ、という販売先の業者は確かに取引先に値段を下げさせているんですけども、利益は別にふえていないんです、税金の分だけですから。

それで、真ん中にいる免税業者、仕入れて売ると、その免税業者の方は、仕入れ税額控除、免税業者だからそもそもできないわけです。それで売ると、けですけれども、その分利益を下げられるということになると、本来二十万円得られてきた利益が十一万しか得られない、こういうことになる。

では、この消費税分を値下げさせるといふことがいいのか悪いのかというのがこの間麻生大臣に聞いた話なんです。それで、麻生大臣の答弁と主税局長の答弁に食い違いがあつて、麻生大臣はこれは好ましくないんだ、主税局長はまあいいんだ、こういう話でありました。そして統一見解を出してくれと言ったんですが、出ませんで、我が党の落合委員に対する麻生副総理の答弁は、優位な人が一方的に要求するのはよくない、対等の立場でお願いするからいい、こういう話で、違つた答弁に聞かされたかもしれないが、基本的なところにはそこはないという答弁でした。

しかし、これは禅問答のような話でありまし

て、円錐を横から見れば三角だけれども、上から見れば丸ですみたいな話なんですけれども、私はそういう漠然としたことは聞いていないんです。

インボイスが出るときにどうなりますか。免税事業者は売上高一千万円以下の零細事業者ですね。買う側は、簡易課税を選択していないのでそれなりの規模ですね。それはありますけれども、おたくはインボイスを出さないでしよう。そうすると、うちは消費税を丸かぶりですよ。普通なら取引してあげられないんだけれども、その分下げてくれるんだつたら取引してあげますよ。それで、もうこれは利益が別にふえるわけじゃないんだよ。そういうことで値引きしろということが許されるのか許されないのか。こういうことを伺っているわけです。

消費税の転嫁対策特措法とか独禁法の優越的地位の濫用とか下請法とか、いろいろこういうことで、買いたたきとか減額の強要というのは禁止されているわけだけれども、この場合、例えば違法になるのか、違法ではないけれども、法の趣旨に照らして好ましくないという話なのか、いやいや、当然あつていいことなのか、これどれでしょう、うかという質問であります。もう一度お願いいたします。

○麻生国務大臣 これはよく整理できていますよ。わかつていない人がいっぱいいるから、ありがとうございました。

インボイス制度の導入による影響というのを申し上げれば、いわゆるB2B、事業者間で買取り、実際の取引価格の設定というのは、仕入れ税額控除の可否というだけではない、例えば、いわゆる免税事業者が提供している商品とかサービスとかその質とか、いろいろあるんだと思ひますが、その独自性等々あるかと思ひますが、免税事業者が支払った仕入れ税額などもさまざまな条件の影響を受けるということになるんだと思ひますが、また、いわゆる業者間の力関係もこれはさまざまなんで、したがって、必ずしも他の納入事業

者よりも低い価格を求めるということになるものではないということですね。

したがって、事業者間の取引というのは、これは実に千差万別ですから、そういった意味では、具体的にはどのような場合には独占禁止法や下請法において問題となるのかと質問をされても、それはちょっとなかなか一概には答えられぬということになるんだと思うんですが、いずれにしても、取引上優位な立場を利用して、取引先と十分協議することなく、一方的に通常の場合より著しくおまえ安くせい、払っておらぬのだから安くできるだろ、という話になってくるような、対価を求めよう、それに該当するということになつてくると、個別具体的な事情も踏まえて、これは最終的には公正取引委員会が判断されるということになり得るということだと思ひます。

○宮崎(岳)委員 こもよく固まっていらないのかと正直思ひます。

この場合、問題なのは、買う側は値下げを要求しているんですけども、別に自分たちの利益はふえるわけではないんです。ところが、免税業者の方は利益も減るんです。つまり、どっちも損をしているということになるわけです。

ではなぜかという、免税事業者の方が仕入れ税額控除をしていないから、仕入れたときの消費税分まで誰が払うのかということ、ばばの押しつけ合いというのか、その税金を誰が払うのかというのを押しつけ合いになるということなんです。

だから、本来はみんな課税業者になつてインボイスを出すのが正しいということだと思ひますが、現実にはなかなかそうはいかないのではないかと、ということとでちょっと確認をさせていただいたんですが、結論とすれば、これからやはり整理しないといけないのかなというふうに思ひます。

さて、ちょっと話がかわります。ヒラリー・クリントン氏が、これは質問通告してありますので平気だと思ひますけれども、今、民主党のヒラリー・クリントン米大統領候補が、日本が円安誘導を行っているということを、アメリカの

新聞への寄稿で批判をした。各新聞にも載っておりますけれども、クリントン氏は為替の問題を取り上げて、「中国、日本、他のアジアの国々は数年間、通貨価値を抑えることで自国製品を人為的に安く保つてきた」というふうな指摘をして、「為替操作は米国人労働者に破壊的效果をもたらす。断固たる対応を取る」というふうに日本を批判したというふうな内容であります。

駐米大使が、誤解があるということで、抗議なのか指摘なのかわかりませんが、したというふうには聞いておりますが、改めて、この発言について財務大臣、どのようにお答えになりますか。

○麻生国務大臣 ヒラリー・クリントン元国務長官ですけれども、今は単なる大統領候補ですから。他国の大統領候補の個々の発言についてコメントするというのはちょっとどうかとは思ひますけれども、選挙の真つ最中でこれだけヒートアップしていれば、大概いろいろなことをわんわんトランプに対抗してこつちも言うだろうとは思ひます。はしますので余り気にもなる話じゃないんですが、一般的に申し上げれば、日本は、過去、G7とかG20で既にこれは合意をされておりますので、通貨のいわゆる競争的な切り下げというのは回避するとか、競争力のために為替レートを目標にするとかいうことはしないということとでコミットしてありますし、いろいろ他国からも十分にこれは理解されているところなんです。大体、この人は余り円の最近のレートを見ていないんだなとあのとき見て思つたんです。

レートが上がつてきて二週間、十一円も上がつているときに安いとか何とか言うのは、ちょっと情報があつておるなと思ひながらあの話を讀みました。

○宮崎(岳)委員 私、このヒラリー・クリントンさんの話は、さすがに理不尽なことを言うなあと、いうふうな正直思つていふんです。

なぜかという、この文章を見た限りでは、日本が為替介入をしているというふうなことを批判しているのか、日銀が緩和していることが通貨安誘導だと言つていふのか判然としなないんですけれども、多分日銀のことを言つていふんだと思ひます、文脈からいって。

しかし、ヒラリー・クリントン氏は国務長官であられて、二〇〇九年の一月から二〇一三年の二月までやられていふんです。ヒラリーさんが国務長官になられたときは、まさに麻生内閣のときであります。そして、リーマン・ショックがあつたときのことです。そして、アメリカのFRBがいわゆる量的緩和を行つたのもちようどこの時期なんです。まさにヒラリーさんの在任期間中なんです。

二〇〇八年の十一月から量的緩和第一弾、QE1、二〇一〇年の十一月から量的緩和第二弾、QE2、二〇一二年九月から無制限緩和、QE3、総額四兆ドル以上です。今のレートに直すと四百五十兆円とか、今の日銀の緩和をはるかに上回る規模の緩和をその在任期間中にしていって、国務長官という外務長官ポストにいて、それでドル安になつて、麻生さんも総理のときに大変苦労されたと思ひます。円高で、我々民主党政権も相当苦労しました。それは、我々民主党政権の日銀に対する交渉力がなかつたといへばそうかもしれないんですが。

しかし、FRBがあれだけ緩和をして、これだけドル安になつて、これだけ円高になつて、日本人としては相当苦労したという思いがあるのに、それを今さらあなた、何を言うんだと正直思つていふんですけれども、駐米大使が言つていふんだから、別に麻生大臣がここで言つても問題ない部分もあると思ひます。もう一言、ちゃんと明確なメッセージをお願いします。

○麻生国務大臣 あれはちょうど二〇〇八年のリーマン・ブラザーズの破綻のすぐ直後に私は総理になつて、即ニューヨーク、そのすぐ後はワシントン等と何かえらく騒ぎだつたんですけれども、このリーマンのときの対応というのは、明らかにFRBは、最初は是したことはないと思つたのは間違いないんだと思ひますけれども、残念ながら、結構アメリカの想像したより波及効果がでかくてえらいことになつて、即会議をということになつて、十月でしたか、急遽電話がかかつてきて、G7をやるとか何とか言うから、意味ない。今、日本と中国と韓国で、イギリス、フランス、ドイツを足したGDPより俺たちの方がかといと知つていふか聞いたら、ノーと言うから、イエス、俺たちの方がでかいんだ。そのでかい国の方が呼ばれないで、弱いやつを集めたつてしようがないだろうが、みんなを集めなきゃどうしようもないだろうと言つて、日本から推薦で中国、韓国、インド、それからオーストラリアが入つたんだと思ひます。そう言つて入れてやらせていただいたんですが、結果的に金融収縮なんですよ、あのときは。

したがって、猛烈な勢いで金融収縮になりますと、まず一番被害が出るのは、九七年のときのあれが間違いない、アジアで韓国、タイ、インドネシアがデフォルトになりましたので、そのときに日本がえらい助ける羽目に陥つた記憶がありますので、ああいったことにならないように、IMFに金を貸すから、ちゃんとこれを面倒を見るようにしてくれ、日本が手間をかけるのは大変だから、IMFでちゃんと組織としてやつてくれ、そのかわり、そこにちゃんと資金だけ出します。条件がある。通貨の切り下げ競争はしない、関税を引き上げるといふこともしない、ブロック経済をやらない、この三つが条件と言つて、そこに出たやつはみんな賛成したんだ。

ところが、それができ上がった途端に、今言われたとおり、いきなりどんだ金融の緩和を始めた。俺に言わせれば、通貨安じゃなければいけませんよ、だから結果として通貨安になりますから。日本はその間、ただの一言も文句を言わずに耐えましたが、七十円になるまで耐えたんですから。

今さら、今度はこつちがちょっとやられたぐらいでこたえた言われても、冗談を言つちやいけま

せんよと、私は特にあの人とドイツにだけは、あのときはいた人ですから、その二人にだけは言いたいね、もしそういう立場にあつたら、だからドイツには言いましたよ、この間、以後、何もドイツからは言われませんけれども。

○宮崎(岳)委員 麻生大臣の言われることは本当にもつともだなというふうに思いますし、私も、当時のアメリカの方に言われるのはちよつと理不尽だなというふうに思います。

ただ、我々は、それはだまされた方がお人よしなんだと言われればそうかもしれませんけれども、正直、民主党政権下でも白川総裁にはもう少し頑張つて緩和していただきたかつたなというのが本音でございますが、それはおいておきます。残り五分でございます。

法人税改革についてお伺いをしたいと思います。

法人実効税率引き下げのための財源というのがいろいろありまして、前回、一回質問させていただきました。この表の三枚目にありますけれども、いろいろな財源があるんです。結局、生産性向上設備投資促進税制見直しとか雇用促進税制の見直しとか、あるいは欠損金繰越控除の見直しとか、地方税の部分でいうと、課税ベースの拡大、外形標準課税の拡大であります。

付加価値税をふやすということです、付加価値税の大きな部分というのは賃金です。そうすると、結局、人を雇つたり設備投資を一生懸命やろうというところの租税を切つて、そして実効税率だけ下げるといふのは、投資拡大や雇用拡大を目指す政府方針と矛盾するんじゃないですかというのが前回の質問であります。

余り時間ありませんでしたが、もう一度お伺いしたいのは、結局、黒字をふやすという方法は売り上げ増だけではない。いわゆる焼き畑経営というのが言われておりますが、よく外資系の企業で、プロの経営者とされる人がばんと飛び込んできて何をやるかという、投資を抑制し、人員を削減し、コストを落とす。そうすると見かけの利

益がばんと上がる。しかし、それは長期持続的なものではないけれども、年限で、歩合で役員報酬をもらつていますので、そうやって荒らして逃げていく。まさに焼き畑農業的経営だということであります。

こういったことが、法人実効税率を下げると、その原資が投資促進税制であつたり雇用促進税制だということになりますと、こういうことを促進するんじゃないかというおそれがあるんですが、大臣、御見解はいかがですか。

○麻生国務大臣 これは宮崎先生、前回もたしか、ちよつと別の言い方だつたので、似たような御質問をいただいたんだと思いますが、企業の投資判断の前倒しを促すための政策税制ということになりますと、これは、適用期限というのをちよつと延ばすと逆にすると政策効果が薄れちゃうという面があつて、ここだと言つてからそれまでにやらないかぬと思わせないかぬということころもありまして、今回、生産性向上設備投資促進税制などは、これはもうさつさと、税率引き下げの財源にも充てることもできますものですが、もうきちんとはやめましますということに廃止、縮小させていただいております。

いずれにしても、こういった形で企業に今内部留保が二十四兆、二十五兆とかそういうレベルでたまつておりますので、ちよつと去年はまだ出ていませんけれども、おとし、さきおとしとトータルで四十九兆、五十兆近く出ておりますので、問題は、こういったものがたまつていくにもかわらず、企業が従業員に払つております給与というものは、三兆減つて四兆ふえていくんですから、その二年でいえば一兆しかふえておらん。五十兆ふえて給与は一兆しかふえていませんから、それはおまえおかしいだろが、もうちよつとという、経営者用語で言う労働分配率が多分今はもう七〇を切つて六十幾つにまで下がつていふと思うんですが、私も、昔だつたら七七、八あつたと思いますが、今は七〇を切つていふと思

そういつたような点においては、これはきちんとしたものに使つてもらわないと、税金を下げて純利益がふえたから、ふえたらそのまま内部留保で何にも回らないんじゃない、先ほど宮本先生の御質問があつていたように、企業が得たものを従業員に払わない、賃金を上げない、上げないから消費が伸びない、結果的にという話になってきますので、そういった意味で、好循環をつくり出すためには、この企業家のマインドというものの方が一番これからでかくなつてくるので、三本目の矢でいいますところの民間ということになるんですが、その民間の経営者が、やはり二十数年間デフレをやつていふものから、とにかくじつと持つておきたい。それは、物価が下がつていくから金のおきさえすればよかつた時代が長いものですか、それを解かして普通な方向に切りかえていかせるといふのは、ついつたり、いろいろ言つたりしないとなかなかできぬなというのが、しゃべつていて、そんな感じが私の実際の感じなんです。

○宮崎(岳)委員 時間なんですけれども、最後に一点だけ。
確かに今おっしゃるように、租特ですから、期限が来たら切る、これでいいんですが、その間に十分な政策効果が上がり切つていないという前提がある中で切つちやつていいのかなというのが私の疑問点であります。
実効税率を下げれば、例えば業績の悪い会社を市場から退出させる効果はあると思うんです。いわゆるゾンビ企業と口の悪い人が言うような企業は退出させて新陳代謝をもちます、構造改革をもちます効果はあると思うんですが、そういうフェーズに移行したのか。そうでもなくて、ある意味でそういう赤字企業のなところも支えながらやつていこうということだつたのか。ゾンビ企業を退出させて構造改革をもちますという路線になつたのか。その違いというのがちよつとわからないので、どちらなのかということをお伺い

○宮下委員長 次に、宮本徹君。
○宮本(徹)委員 日本共産党の宮本徹です。きのう、参考人質疑がありました、二つの法案への批判的な意見もたくさん出されました。そういう点でいえば、きょうはこの後質疑終了ということになりますけれども、審議はまだまだ尽くされていないということをおし上げて、質問に入りたいと思います。

質問通告の順序をちよつと変えますけれども、最初に一点、法案の附則百七十一條の二の意味について確認しておきたいと思ひます。
先ほど宮崎(岳)議員からお話ししましたし、本委員会でも何度も何度も、インボイス制度の導入で免税事業者が取り除かれるのではないか、あるいは、そうならないために強制的に課税事業者への転換が迫られるんじゃないか、このことが繰り返して指摘されてきました。

きのうの参考人質疑でも、業者の皆さんの代表としてお米屋さんの太田さんがいらつしやいましたけれども、課税事業者になるのか、それとも、もうBツリーは諦めてBツリーに特化した業者になるのか、どちらを選んでも将来はもう潰れるしかない、悪魔の選択だ、こういうことを訴えておられました。
そこで、この法案の附則百七十一條の二なんですけれども、インボイスの導入に係る事業者の準備状況及び事業者取引への影響の可能性などを検

証し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとするというふうにあります。

法律を見ると、この検証をやるのは軽減税率制度導入後三年以内をめぐり、三年以内をめぐりということではインボイスが始まる前に検証するということがこの文言としては書かれているわけですが、ということとは、ここで言われている必要の対応というのは、インボイス制度の導入を延期するということが含むということではないのでしょうか。

○麻生国務大臣 これはまず宮本先生、複数税率というものを導入した以上は、インボイス制度、この制度というのは、いわゆる納品明細書の説明という、こういったものをきちんと整備しないと複数税率というのはなかなか施行できない、まずこれが大前提です。

その上で、このインボイス制度というものをやります場合には、免税事業者が課税事業者へ転換というものをやるかやれないか、そっちの方が得か損か、いろいろなことを考えられると思いますが、そういったものを準備される部分には当然時間がある、あしたからどっちかを選べんと言われたってそれは無理なので、そういったもので私どもとしては、まずは、インボイス制度の導入は平成三十三年の四月ですから、約四年間の準備期間を設けていた、できます。

それと同時に、導入から約六年間は、免税事業者からの仕入れにつきましては一定の仕入れ税額控除というものを認めます。一定にしてといった形にさせていただいて、その上で今般の税制改正法案の附則において、政府としては、この導入に係る事業者の準備状況等々、事業者の取引への影響の可能性などを考えながら必要な対応を行うということにしております。

いずれにしても、これを導入するに当たっては、我々としても、これは日本で初めての制度でありますのでどんなことが出てくるかというのは、ちよつと正直なことを言つて、商売をしたこ

とがない役人にそんなことがわかるはずもないんだと私は最初から言つてありますので、これはそんな簡単に、きのう、きょうからあしたとすぐできるわけがない。時間をかけてみない限りは絶対こんなものは追つかないから、そういった意味では少々最初から厳しくやつたてこれはいくらになるのか、きちんとした時間をかけてやっていく必要がありますということを最初から言い続けてきております。

そういった意味では、我々としては、この事業者の件にさらに六年の時間をかけてきちんとインボイスの時期というものを考えてやらせていた、だきたいと思つております。その間約十年あるという話を、この間、こういった関係者の人に会つたら、大臣、わしはもうそのころ死んでおるからもうええわとか言われて、いや、おやじさん、十年生きておつたらどうするんですかと、もうちよつと真剣に息子の話も考えた、どうという話もして、る説明するとかかるんです。

そんなに今までの仕入れのあれとちやかくちや違ふわけではありませんで、る説明させてもらうと理解を得られる方もおられますので、時間をかけて丁寧によつていかねばならぬと思つております。

○宮本(徹)委員 だから、私が聞いたのは、必要な対応と法律で言っている中には、インボイス制度の導入を延期するという選択肢を、検証の時期をわざわざ三年以内をめぐりというふうに書いたわけですね。わざわざインボイス制度が始まる前に必要な措置をとると言っているのは、今の法案では、軽減税率制度導入後、四年後からインボイス制度が始まるわけですが、その前に見直すこともあり得るということ、インボイス制度の導入の延期という選択肢も含むのかということをお伺いしているんです。

○麻生国務大臣 これはあくまでも、インボイス制度の導入をそれ自体を延期するということを想定しているわけではありせん。

その上で、今ありました百七十一條の第二項に基づきます必要な措置というものの具体的な内容につきましては、これは軽減税率を導入した後、約三年ということになるんですが、それをめぐり検証というのをさせていただいた結果を踏まえてその内容を検討するということをお考えであるというので、現時点で具体的な対応が固まっているわけではありせんので、そういう書き方をさせていただいてあります。

○宮本(徹)委員 否定はされないからあれなんですけれども、インボイス制度が始まる前に、三年以内に検証ということ、この三年以内と入れた意味はどういう意味なんですか。

○佐藤政府参考人 お答え申し上げます。

大臣から御説明申し上げましたように、インボイス制度というのは非常に大きな制度改正でございます。四年間の準備期間を置いておりますので、その間にさまざまな準備等々が行われてくるということ、そこで、どういうふうな対応、例えば、延期ということではなくて、何か追加的にすべきことがあるかどうかというのをスタート前にはしっかりと責任を持って検証して、何か必要というところであればやるということを申し上げておるわけでございます。

スタートしてしまつた後では遅いということもあるでしょうから、前には検証し、必要な対応をするということでございます。

○宮本(徹)委員 大臣の答弁だとまだいろいろな幅があるのかなと思ひましたけれども、今の主税局長の答弁だとインボイス制度導入の延期は絶対ないというふうにとれるんですけれども、そういうことですか。

○佐藤政府参考人 お答え申し上げます。

この条文としては、そういう状態は想定してないということでございます。あくまでもインボイス制度がスタートする前の段階で準備が進んでおりますので、その状態がつかなく進んでいるのか、どういう状態かというのをしっかりと検証して、必要な措置があるのかどうかということも検

討するということを政府に義務を課しているということでございます。

○宮本(徹)委員 今の段階で想定していないということかも知れないですけども、その後、いろいろ検証してみたら、これはとても日本じゅうの業者を潰すことになつちゃうということが、ここではそういう議論がされてきたわけですが、そのことも政府も認識するに至つて、今の時点では延期は想定していないけれども、その時点で延期するということもあり得るということなんですか、それとも、この法律上の文言は延期は絶対しないということなんですか。どつちなんですか。

○佐藤政府参考人 お答え申し上げます。

延期を規定しているというのではなくて、なるべくそうならないように万全の対応をとるという趣旨でございます。

○宮本(徹)委員 なるべくそうならないように必要な対応をとると。今の時点で延期を想定しているものじゃないけれども、私が延期というものは絶対ないと言ひ切れるかと言つたら、絶対延期はないんだと言われなかつた、ということではないわけですね。

○麻生国務大臣 同じことを向こうの方が品よく言うから何となくわかりにくいんだと思ひますが、導入を延期するという考えを基本に置いているわけではありせん。

○宮本(徹)委員 基本に置いていないのは、それは法律として出しているからわかるわけですが、ただ、ここでとる必要な措置というのは、そういう事態もあり得るということ、書いてあるということ、よろしいんですね。わざわざ、三年以内と。

○麻生国務大臣 いろいろ初めてのことでありますので、導入というものに当たっては、いろいろなのが、我々の想定以外のものというのは普通はちよつと税制の世界では考えられないんですが、初めてのことをやりますので、いろいろなことが起こり得るかもしれないということで、そういつ

たときのことを考えて、少なくとも四年したら導入はします。

したがって、それまでの間いろいろやってみた結果、ここは附則やら何やらについていろいろ検討ということが十分に起こり得る。しかし、我々として、複数税率というものをやる以上はこのインボイスというものは避けて通れぬと思っておりますから、複数税率導入に当たってはインボイスというものを四年後導入するというのはきちんといましております。

○宮本(徹)委員 今ほそうしたいというのはわかるわけですが、延期は絶対しないんだということもおっしゃらないということは確認しておきたいというふうに思います。

それとあわせて、その含まれる措置の中には、免税業者の皆さんが課税業者に絶対強制的にならなくてもいいような、何か新しい、この法律には書かれていないような仕掛けを考えるということもあり得るということですか。

○佐藤政府参考人 お答え申し上げます。

いずれにしても、四年間という準備期間がございます。その間にさまざまなことが起こり得る、先生おっしゃったようなことも起こるかもしれません。そういうことをやはり検証した上で、何か制度的対応が必要ということもあるかもしれません。そういうことを附則でわざわざ入れておりますのは、そういうことをしっかりとやることでつづがなくスタートできるように、そういう趣旨でございます。

○宮本(徹)委員 いろいろなことを考えるということですが、インボイス制度を今のままやればつづがない状態には絶対ならないというのは、この間の議論でも、多分大臣自身もよくよくわかっていらつしやるようなことだと思っております。さっきの宮崎議員の資料を見ても、一目瞭然なわけですよ。

ですから、こんな中で、課税業者への転換を強制する、もしくは、免税業者を取引から排除していくようなインボイス制度をこのまま導入すると

いうことは絶対やつてはならないということを重ねて申し上げておきたいと思えます。

あと最後残された時間で、消費税の転嫁の問題について少しだけ議論させていただきたいと思えます。

この間、各種の団体が消費税の転嫁の問題の実態調査をやっています。日本商工会議所も、昨年、価格転嫁に係る実態調査をやられて三千百社の会員さんに聞いていますが、この調査では、消費税が全部価格に転嫁できたというのは、二〇一四年は六〇・六％だったと。それが去年は五七・六％ということで、全部転嫁できたという方は減っているという結果になっておりました。そして、小売業、生活関連サービス業、飲食業の半数が、転嫁が困難だというふうに回答されております。あと、宿泊業や卸売でも転嫁できないという回答がふえているというのがその中で出ておりました。

聞きますけれども、転嫁できない消費税があった場合、業者が税務署に納める消費税というのはどこから出してくるんでしょうか。

○麻生国務大臣 基本的には、消費税というものは、これは価格に転嫁することによって、最終的には消費者に御負担をいただくということが予定されているという、税の基本的な体系としてはそうなっておりますので、仮に今御指摘のような消費税に転嫁できない場合ということになりますと、これは、事業者が利益として確保することを想定している額は減少する、はつきり言えばそういうことになるかと思えます。

したがって、こういうことにならないようにするために、事業者の方々が消費税を価格に転嫁していただくことは極めて重要なことなのであつて、政府としては、転嫁対策特別措置法等々に基づいてしっかりと転嫁対策というのに取り組んでまいりたい。私たちは、その法律によって、これは最初に、五から八のときに非常に激しくやっただけですけれども、ずっとこういった形でやらせていただくということになるんだと存じます。

○宮本(徹)委員 政府がいろいろな対策を打つても、実態としては、政府の調査を見ても、いろいろな業者団体の調査を見ても、価格には転嫁できていない方がたくさんいらつしやる。利益が上がつていくところは利益を減らす、赤字のところは、赤字でも消費税を納めなきゃいけないですから、保険を解約して払ったんだとか、ある方なんか年金の方から消費税を払ったんだとか、私自身も本当に大変な話をたくさん伺ってきました。

そういう点でいえば、価格が転嫁できないという事情があるにもかかわらず、消費税は納めてくたさいというのは、私は、これは欠陥税制だ、一番の消費税の欠陥だというふうに思っています。これを一〇％に引き上げたら、この業者の苦しみはますます拡大すると思えますので、消費税は絶対増税してはならないということを申し上げまして、時間になりましたので質疑を終わります。

○宮下委員 次に、丸山穂高君。

○丸山委員 おおさか維新の会の丸山穂高でございます。二回目でも恐縮でございますけれども、数えまして、この所得税法、十回目の質疑でございますが、十回目なんです、十分しかいただいておりませんので、短目で、しかし大事なお話を伺っていきたくと思えます。

先ほど総理との質疑で、消費税の増税の延期の可能性の場合のお話をさせていただいたんですけども、これはやはり、目下の経済状況が不安定さを増している中で、かなり世論的にも気になっているところだと思えます。だからこそ、総理の発言が、世界経済の収縮という新たなワードが出ただけでマスコミが、これまでと言いが違つた、消費税を上げるのを延期するんじゃないかという報道が出ているんですけれども、先ほどのお話しでは、総理は、いや、今までと変わらないんだというお話もありました。

しかし、どうなるか、見えないところもあると思うんですけれども、麻生大臣として、議論をこらんなっていて、また、総理のそばにおられ

て、この点、どのようにお考えになりますか。

○麻生国務大臣 言いがかりが変つたというのは、大体マスコミが皆そういう話をして、だつて売れるような新聞のネタにしますもので、そういうような書き方になるのは、この種の話になるとよくありますので、解散とか、いや、解散じゃないとか、大体似たような話ですよ、こういった話は。

だけれども、基本的に言っておられることは同じことしか言っておられませんので、世界経済と、これはG20が終わつたばかりだからそういう話が出ただけであつて、先ほど言われたとおり、来年の四月というのを基本的に置いておられるということは間違いないと思っております。

○丸山委員 根本の、今までの所得税法の議論がこれによって大きく変わつてしまふものですか、そのあたりの判断はしつかり、していただくときはしていただくかなきゃいけないと思えますけれども、慎重に御判断いただけるものだと思っております。

そういった意味で、消費税の税率の話を今いろいろさせていたいただきました。特に、軽減税率を導入することで、税率を軽減税率の分だけしか下げないということですから、結局、合計で一兆円足りないという議論をずっとしてきました。

今回の総理の御発言で、新たに軽減税率に加わるものは可能性はある、しかし今、安倍政権で入れている食料品や新聞というのを外すことはないと先ほど御発言がありました。これは大事な御発言だと思つておりますけれども、そうしたら、今後、軽減税率を適用すればするほど税収は少なくなつていくということですか。

つまり、その先には、欧州の例がこの委員会でもさんざん挙がつてきましたけれども、欧州は軒並み高い、二〇％前後の消費税をつけているわけですから、将来的には、財務省としては、そのあたりまで行く、二〇％の欧州並みに行くんだという理解でよろしいですか。

○麻生国務大臣 基本的に、この財政の健全化と

いうのが我々にとつては最大のテーマですから、経済再生と財政の再建、この両方をきちつとやっ
ていくというのが、二〇二〇年度までのいわゆる
基礎的財政収支の黒字化というものを最大の目標
に掲げております。

その達成に向けて取り組んでいくということ
なので、私どもとして、今言われたように、今の
段階で既に目安をつけておりますので、その計画
に従って今後とも進めていくということなので、
今、さらに歳入が減るというような方向のものを
新たに積み増すかと言われれば、それはちよつと
私どもの立場としてはとてもではありませんで、
今、今までのままですらまだ六・五足りないと言つて
いる状況にありますので、基本的に、さらに八％
にする科目をふやすというつもりはありません。

○丸山委員 つまり、裏返せば、検討の可能性が
ある、例えば雑誌や書籍は、もしいわゆる規制さ
れるような部分が解決されれば、検討の可能性が
あるという御答弁もありました。

そういつた中で、何か加わる場合には、もちろ
ん恒久財源がなければ挙げられないという認識で
大臣はいらっしゃるということですか。

○麻生国務大臣 雑誌の話は、もう前にも一回申
し上げました。各雑誌社がそれをみんな、談合す
るというか協定するのは極めて難しいのははつき
りしておりますので、これはなかなか難しいだろ
うと思っておりますというのが一つ。雑誌の定義
も、もう雑誌はいつばいありますので、なかなか
難しいなと思つてゐる。

もう一点、消費税がさらに一五だ、二〇だとい
う話ですけれども、これは、いわゆる欧州の場
合、特に北欧の場合、スウェーデンの、二二とか
二二とかいろいろありますけれども、基本的にあ
そこは、福祉の場合は高福祉・高負担になつてお
りますので、日本と大分違う。アメリカの場合は
低福祉・低負担ですので、そういう意味では、
日本の場合には中福祉・中負担ぐらゐのところな
のを、今、何となくそういう合意ですから、これ
を上げるということは、それはよほど高福祉を期待

するということになつていく、そういう国民世
論が醸成されるということがない限り、なかなか
そんな簡単にはさらなるということは難しいと私
は思います。

○丸山委員 お伺いしたいのは、もちろん、それ
を詳しくお伺いしたくて、つまり、何か軽減税率
を新たにふやそうとすれば、その分の財源が必要
なわけですね。しかし、今のところ、財源を必要と
する、軽減税率の対象が来年度以降も膨らむ可能
性があるというのは御答弁をいただいているわけ
です。

つまり、もし万が一この対象品目がふえる場合
には、それに対しても、今回、新聞とか食料品に
はもちろん恒久財源が必要と言つて、今、つくる
と必ず言つていらつしやいます。このふやす可能
性がある部分は、来年度以降にも必ずこれは恒久
財源を充てなければならぬというのが財務省、
大臣としての御認識でよろしいですかということ
です。

○麻生国務大臣 そのとおりです。

○丸山委員 ありがとうございます。

これは、今後以降、しっかりと議論していかな
きゃいけないと思つてゐます。

最後、これで締めたと思つてゐますが、やはり新
聞の話でございます。

十回質疑させていただいた中で、ほとんどこの
話をさせていただきましたけれども、やはり腹に
落ちないんです。特に、局長との、本当に何度も
何度も、恐らく嫌われているんじゃないかなと心
配しているぐらゐやりとりさせていただいて、細
かいところまで聞かせていただきました。しか
し、これは、今後の税制の中で非常に重要な判断
をしていく中で、重要な御答弁もいただいている
と思つてゐるので、御容赦いただきたいと思います。

ガスや電気や水道は、線引きが明確にできな
い、難しい、どこまで公共料金に入れればいいの
かわからないとおつしやりながら、新聞だけはな
ぜか、日々読まれているというのにはぎりぎり週二
回以上は日々読まれていると言えるかなみたいな
御答弁とか、なぜか宅配のみで、同じ内容の販売
りとか、また電子版は除かれているとか。多くを
入れてしまつと社会保障財源の確保で足らなく
なつてしまつから、入れるのはできない、追加で
入れていけないと言つてゐますが、なぜか二百億
の新聞だけ先に入れてしまつて、それよりも公共
性が高い、そして二百億もかからないNHKの受
信料とかは入らないとか。

本間に、お聞きしていても矛盾だらけだと思ひ
ます。もう入れるつもりで、逆に、入れることを
前提に理屈を積み重ねてゐるんだなというのは、
正直、優秀な皆さんがそろつていらつしやる財務
省の御答弁を聞いても矛盾を感じるもので、そうい
うふうにしかならないんですけれども。

そこはさておき、最後、大臣、今までずつと横
で聞いていただいたと思ひます。お立場もあ
ります、御発言、言えること、言えないことはあ
ると思ひますけれども、議論を聞いていただい
て、この新聞を軽減税率に入れる、逆に、意義が
あるのかどうか。あるのだしたら、どういつたと
ころにあるのか。そこを讀んでいただくだけじゃ
なくて、大臣としての素直な政治家の御答弁を最
後にいただきたいと思ひます。

○麻生国務大臣 これはいろいろ意見の分かれる
ところであつたのははつきりしておりますので、私
どもとしては、この新聞というのは、海外におい
て、ヨーロッパの場合は、これは新聞やら、書籍
もそうですが、学術誌等々は無税ということにな
つておるんです、いわゆるゼロ税率なんですけ
れども。

そういう意味で、新聞というものは、広く日
常的に読まれていると一般的に言われているのが
一点。もう一点は、特に日本の場合には宅配なもの
ですから、広く薄くというか、低所得者層まで全

員読まれていますので、結果として、消費負担に
関する税の率が高所得者に比べたら高くなつてい
るというのは事実ではありますので、そういうた
ことを考えると、新聞というものになつてくるん
です。

今言われましたように、NHKとか、例えば、
ガスとか水道とか、これは公共料金なものですか
ら、新聞とはちよつと違つてゐるし、NHKの場
合、一種営営みたいなものですから、これまた少
し違つてゐるということもありますので、宅配さ
れる新聞、新聞も学生の新聞からいろいろありま
すので、新聞の定義もまた難しいとわかりました
ので、そこで、毎日読まれている宅配される新聞
というのが、何となく、情報が広く共有されてい
るというところで、ぎりぎり納得できるところか
なというのが正直な実感です。

○丸山委員 所得の少ない方が真つ先に気になる
新聞が入つて、そもそも切れない必需品の水や、
やはりガス、水道が入らないのはおかしいとい
うことを最後に申し上げまして、私の質疑を終え
させていただきます。

ありがとうございます。

○宮下委員長 これにて両案に対する質疑は終局
いたしました。

○宮下委員長 この際、ただいま議題となりまし
た両案中、東日本大震災からの復興のための施策
を実施するために必要な財源の確保に関する特別
措置法及び財政運営に必要な財源の確保を図るた
めの公債の発行の特例に関する法律の一部を改正
する法律案に対し、古川元久君外一名から、民
主・維新・無所属クラブ提案による修正案が提出
されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。木内孝胤
君。

東日本大震災からの復興のための施策を実施す
るために必要な財源の確保に関する特別措置
法及び財政運営に必要な財源の確保を図るた

めの公債の発行の特例に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案
〔本号末尾に掲載〕

○木内孝委員 たいいま議題となりました東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法及び財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案につきまして、提出者を代表いたします。その趣旨を御説明申し上げます。

政府が提出している改正案は、特例公債を平成三十二年度まで当財務金融委員会との関与もなく発行できるようにするものであり、財政健全化の取り組みが後退するおそれがあります。

そこで、本修正案は、平成二十八年度から平成三十二年度までの五年間の特例公債の発行に係る規定等を整備する規定について、平成二十八年度における特例公債の発行に係る規定を整備する規定に改めるものであります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○宮下委員長 これにて修正案の趣旨の説明は終わりました。

○宮下委員長 これより両案及び修正案を一括して討論に入ります。

討論の申し出がありますので、順次これを許します。落合貴之君。

○落合委員 維新の党、落合貴之です。

民主・維新・無所属クラブを代表し、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法及び財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律の一部を改正する法律案に反対の立場で討論をさせていただきます。

反対の理由の第一は、期間の問題です。

従来、国債を発行するための法案、この特例公債法案は、一年ごとに出され、審議がされていま

した。しかし、今回の法案は期間が五年。この法案が通れば、平成三十二年度まで、特例公債発行が適正かどうかの審議がされません。

民主党政権時代の平成二十四年、与野党の衆参の議席のねじれから、秋になっても特例公債法案が通らず、復興債の発行もできず、ぎりぎりの期限を迎え、民主、自民、公明の三党により、復興が政局により滞らないよう、平成二十七年まで、例外的に特例公債発行を認めるとする委員会修正を経て、十一月に法案が成立いたしました。

今、衆参の与野党の議席のねじれはありません。せめて、復興債の発行は別の法案にし、特例公債法の審議は一年ごとにするのが真つ当な姿ではないでしょうか。

第二に、政府保有の資産の売却が計画どおりに進んでいません。

今、JT、日本郵政、NTTなど上場企業のものも含め、政府保有株は二十四社、十二兆円に及んでいます。また、売却方針が決まっていますが、なかなか進んでいない政府資産がまだまだたくさんあります。

第三に、特別会計のあり方です。

例えば、復興特別会計の役割が終わったら一般会計に繰り入れるという基本中の基本も、審議の中で明確な答弁はありませんでした。外国為替特別会計には百五十兆円のお金が、労働保険特別会計などにも膨大なお金がため込まれています。

もう二十年近く、特別会計のあり方については国会で議論がされてきました。野党議員が指摘するだけでなく、時の財務大臣が特別会計のあり方について疑問を呈したこともありましたが、今の状態では、改革は不十分です。

安倍政権は、改革を叫びながら、実際には、未来のために既得権に切り込む改革は、発表だけで、実行していないことが多いのではないのでしょうか。

以上の点などから、我々はこの法案に反対をいたします。

○宮下委員長 次に、鈴木克昌君。

○鈴木(克)委員 私は、民主・維新・無所属クラブを代表して、たいいま議題となりました、政府提出、所得税法等の一部を改正する法律案に反対の立場から討論を行います。

社会保障の充実、安定化を図り、将来世代に借金を押しつけないため、消費税引き上げを含めた社会保障と税の一体改革を推進することの重要性、必要性は全く変わりません。しかし、引き上げの前提の一つであった社会保障の充実、総合算制度の取りやめという形でないがしろにされ、議員定数の大幅削減を含む身を切る改革もいまだに実施されていません。

また、最重要課題の一つであった消費税の逆進性対策も、党利党略で迷走しています。政府提案の軽減税率は、格差是正に乏しく、事業者のコストばかりかかり、現場の混乱も避けられず、その上、財源の手当てもありません。最も効果的な逆進性対策は給付付き税額控除であり、財源もそれほど必要としません。

以下、軽減税率以外の点で本法律案に反対する理由を具体的に申し述べます。

第一に、成長戦略に反する法人実効税率引き下げです。外形標準課税の拡大などは、雇用及び成長に悪影響を与えます。

第二に、格差是正に対する視点に欠けていることとあります。

第三に、自動車関係諸税の問題です。自動車は地方の生活の足であり、民主党は、自動車関連諸税の抜本見直しを求めてきましたが、政府案では問題が先送りされています。

第四に、医療、介護等の控除対象外消費税の問題について、方向性すら示されていないこととあります。

我々は、対案として、給付付き税額控除法案と格差是正等税制措置法案を既に国会に提出しております。問題の多い政府案は撤回し、速やかに我々の案を審議し、可決することを求め、私の討論を終わります。

○宮下委員長 次に、宮本徹君。

○宮本(徹)委員 日本共産党の宮本徹です。日本共産党を代表して、政府提案の所得税法等改正案及び特例公債法案並びに民主・維新・無所属クラブ提案の修正案に反対の討論を行います。

第一に、今やるべきは消費税一〇%の中止であり、来年四月の一〇%増税を前提とした軽減税率の導入などではありません。

二年前の消費税八%への増税が、いまだ個人消費を大きく落ち込ませています。この中、十三兆円の連続増税を行えば、暮らしにも経済にも深刻な影響を与えることは明らかです。同時に、低所得者への簡素な給付措置をやめるので、低所得者にはダブルパンチです。さらに、軽減額が一兆円という根拠は曖昧なままです。財源確保の名による社会保障カット、負担増が実際の軽減額を上回れば、国民生活にはトリプルパンチになります。

附則百七十条では、二〇一八年度以降、財政健全化目標を踏まえての消費税を含む税制改革の検討が明記されています。この文言には、二〇二〇年度までのさらなる消費税増税が選択肢として含まれることが質疑を通じて明らかとなりました。

軽減税率は将来のインフラ整備などと与野党部の発言は、今回の複数税率導入にさらなる消費税増税の狙いが込められていることは明らかです。逆進性の強い消費税の増税路線に断固として戦う決意を表明します。

第二に、庶民への増税の一方で、黒字の大企業に一層の減税を行うことは道理のかけらもありません。

政府は、賃上げ、投資を促すためだと言いますが、株高、円安のアベノミクスのもと、大企業は巨額の内部留保を積み上げてきました。大企業には賃上げの体力が十分あります。このような大企業にさらなる減税を行っても、内部留保を一層積み増すだけです。しかも、法人実効税率引き下げの主要な財源として外形標準課税を拡大することは極めて問題です。

中堅企業は、赤字企業はもちろん、課税所得一億円未満の企業まで軒並み増税となります。賃金

が中心の付加価値制を拡大し、赤字企業に増税を行つて、どうして政府が主張する賃上げ、投資が進むというのか。逆に、賃下げ、リストラの誘引となる愚策と言わなければなりません。

所得税法等改正案には、東日本震災復興支援の税制など賛成する内容もありますが、以上の理由から総合的に判断し、反対します。

次に、特例公債法案は、憲法と財政法の定める財政民主主義を幾重にも踏みこじるものです。

昨日、参考人からは、財政法を暗殺するものだ、こういう厳しい指摘がありました。本法案は、財政法四条に反する赤字国債の発行について五年間、国会そして本委員会での審議、チェックの機会を奪うものであり、このような法案に賛成することは、国会の自殺行為と言わなければなりません。

なお、民主・維新・無所属クラブの修正案は、政府提案の問題点を正す内容が含まれておりますが、政府の来年度予算案は大企業減税、軍事費拡大、浪費型公共事業の拡大を内容としており、この予算を支える赤字国債発行に反対の立場から、賛同いたしません。

以上、反対討論とします。

○宮下委員長 次に、丸山穂高君。

○丸山委員 おおさか維新の会の丸山穂高です。所得税法等の一部を改正する法律案に反対し、復興財源確保法の一部を改正する法律案及び特例公債法の一部を改正する法律案には賛成の立場で討論いたします。

まず、所得税法等の一部を改正する法律案についてです。

本法案は、法人税率の引き下げ等、成長重視の法人税制の改正について評価できる点があります。しかし、政府自身が行おうとしてきた配偶者控除や年金控除等の見直しが行われず、女性の活躍促進や世代間の公平の点で、なすべき改革がまだ先送りされた内容となっています。

重ねて、今回提出された法案は、総理と自民党がみずから国民に約束してきた身を切る改革、定

数削減を先送りしたままに消費税増税を行うことを前提としており、我が党は到底賛成できません。

さらに、消費税率引き上げに伴って導入される軽減税率制度は、極めて大きな問題をはらんでおり、我が党はその導入に反対いたします。対象品目の線引きは、どう工夫しても国民の間に不公平感を残し、痛税感の緩和や低所得者対策といった点でも効果が薄いものです。

また、電気やガスは一〇％の税率になるのに、新聞の税率は八％のままなのはなぜなのか、国民の納得のいく説明は全くなされておりません。一旦軽減税率制度を導入すれば、新聞に限らず、あらゆる業界団体が適用を求めて陳情合戦を繰り返すことは目に見えています。結果として、消費税制度はヨーロッパの一部の国のように複雑さわまりないものとなり、財源の穴埋めのために標準税率も上がることになりかねません。我が党は、消費税の単一税率制度を維持することが、国民生活のために望ましいと考えております。

次に、復興財源法案及び特例公債法改正案についてであります。

今後五年間の復興財源確保のための法案が必要であることは当然であります。我が党としては、復興財源には特別会計の剰余金をさらに利用すべきと考えておりますが、この法案自体には賛成できません。

これまで何度も赤字国債の発行を人質にとった政局によって、財政運営に支障を来しかねない事態が生じてきたからです。国民生活に直結する予算の執行を混乱させてでも政府・与党を困らせよう、支持率を下げさせようというやり方には、やはり問題があると考えております。

ただし、その運用に当たっては、財政規律の点で本気の取り組みが必要と考えます。五年にわたる自由な国債発行を認める以上、毎年の予算審議が、これまで以上に極めて重大なものであり、政府にも、これまでもとは異なる厳しい財政規律が求められます。これにつき、さきの予算委員会では

我が党からの質疑に総理は、行政改革の断行と財政再建を責任を持って行うと明言されました。総理の言葉を我が党としてしっかりと確認をとった上で、この法案については賛成と決しました。

行政改革を安倍政権が本気で断行するなら協力します。しかし、それを行えないと言っているのであれば、安倍政権と戦っていきます。

なお、民主・維新・無所属クラブ提出の修正案につきましては、見解が異なるため、反対とさせていただきます。

以上を国民の皆さんにお約束申し上げまして、私の討論を終わります。御清聴ありがとうございました。

○宮下委員長 これにて討論は終局いたしました。

○宮下委員長 これより採決に入ります。

初めに、東日本震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法及び財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律の一部を改正する法律案及びこれに対する修正案について採決いたします。

まず、古川元久君外一名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○宮下委員長 起立少数。よって、本修正案は否決されました。

次に、原案について採決いたします。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○宮下委員長 起立多数。よって、本法案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、所得税法等の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○宮下委員長 起立多数。よって、本法案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

とおり可決すべきものと決しました。

○宮下委員長 この際、ただいま議決いたしました所得税法等の一部を改正する法律案に対し、うえの賢一郎君外二名から、自由民主党、民主・維新・無所属クラブ及び公明党の共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。古川元久君。

○古川(元)委員 ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表いたしましたし、案文を朗読し、趣旨の説明いたします。

所得税法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 高水準で推移する申告件数及び滞納税額、経済取引の国際化・広域化・高度情報化による調査・徴収事務等の複雑・困難化に加え、税制改正による税制の複雑化、社会保障・税一体改革に伴う税制改正への対応などによる事務量の増大に鑑み、適正かつ公平な課税及び徴収の実現を図り、国の財政基盤である税の歳入を確保するため、国税職員の定員確保、職務の困難性・特殊性を適正に評価した給与水準の確保など処遇の改善、機構の充実及び職場環境の整備に特段の努力を払うこと。

以上であります。

何とぞ御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○宮下委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

○宮下委員長 起立多数。よって、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

この際、本附帯決議に対し、政府から発言を求められておりますので、これを許します。財務大臣 麻生太郎君。

○麻生国務大臣 ただいま御決議のありました事項につきましては、政府といたしましても、御趣旨に沿って配意してまいりたいと存じます。

○宮下委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました両法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○宮下委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○宮下委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後三時五十三分散会

東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法及び財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案

東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法及び財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第二条を次のように改める。

（財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律の一部改正）

第二条 財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律（平成二十四年法律第百一号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

平成二十八年度における公債の発行の特例に関する法律

第一条を次のように改める。

（目的）

第一条 この法律は、平成二十八年度における国の財政収支の状況に鑑み、同年度における公債の発行の特例に関する措置を定めることにより、同年度の適切な財政運営に資することを目的とする。

第二条の見出しを（特例公債の発行等）に改め、同条第一項中「及び第四条第一項の規定を削り、平成二十四年度から平成二十七年までの間の各年度」を「平成二十八年度」に改め、「当該各年度の」を削り、同条第二項中「当該各年度の翌年度の六月三十日」を「平成二十九年六月三十日」に、「当該各年度の翌年度の四月一日」を「同年四月一日」に、「当該各年度所属」を「平成二十八年度所属」に改める。

第三条及び第四条を削る。

附則第二項を削り、附則第一項の項番号を削る。

平成二十八年三月二十三日印刷

平成二十八年三月二十四日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

K